◎實施の時期

以上の改正は、何れも今年四月一日から實施せられます、但し三月廿一日以前に作つた証書又は帳簿の印紙税は、仍、舊法による事になつて居りますから、詰り本年四月一日以後に作製する証書又は帳簿から改正せられるのであります、例を擧げると、本年一月一日に作つた（作製の日は通帳又は判取帳などは初めて附込んだ日）通帳は十二月三十一日迄は、作つた時に貼つた參錢の儘で宜しいが、もし此通帳が書く場所がなくなり、更に本年四月一日に新らしい通帳を作る場合には、五錢の印紙を貼る事になるのであります

◎印紙を貼らなかつた場合には、殷税高の二十倍の罰金又は科料をとられる事。及び印紙税は証書、帳簿に印紙を貼用して納める事には何等改正はありません、証書帳簿に印紙を貼る時には、必ず其証書帳簿の紙面と印紙とにかけて、印（實印でも認め印でもよろしい）を押しておかねばなりません、只印紙を貼つた丈けでは、印紙を貼らぬのと同樣に、罰金又は科料をとられます

澤山受取書や通帳を出す家では、上京税務署へ税金を納めて、收入印紙に代る税印を証書や帳簿に押して貰ふ事が出來ます、税印は第一体裁が宜しいし、一々印紙を貼る手數も省け便利であります。

◆淺井氏歸朝　曩きに京都市より歐洲に於ける染織業視察を命ぜられ二ケ年間各地を視察し本月初旬歸朝せられたる染織試驗場技師淺井惟吉氏の土産談の一片を掲ぐ

歐米をめぐりて痛感したことは我が染織殊に友仙染の技巧は世界に冠絶した技巧であると云ふことである、これは敢て手前味噌でなく私の携帶した見本について到る處に批評を求めた結果且つ各國の百貨店等について親しく彼此對照して研究の結果を綜合して模樣物は確に世界一の自信附けられた譯であるが、今や各國共に友仙の藝術的價値を認識しないものはなく、彼の流行は近頃婦人衣服の樣式の一變から身体の曲線美を外部に表現する爲めに薄地もの、主として絹布の模樣附け即ち友仙類似のものが發達し無地物に對抗して流行界に二大分野を形造つて居るが、彼れは佛蘭西縮緬の如き薄地を使用し我れは比較的地厚な錦紗縮緬を加工する關係上、彼れはブロック（木版捺染）羅紗を頼つた爲上に布地をブロックをもつて捺めたよりも本版を用ひる）友仙であり、我れは糊置きを主とするが故にその手法は自ら異るも、雅模樣繪羽式の如き衣雲琳圖の全体を意匠化した如き技巧は到底彼れの窺知し得ないのみならず其の精緻度に於ても同日に語るを得ない、即ち彼れの拙劣たる配彩色調は眩惑の美を以て眼を奪ふものありとは言へ、接近して詳細に觀れば我が纖細巧緻且つ洗練された手法には殆ど比較し得るものが無いことを確信したのみならず、歐米人も我が友仙の藝術味豊な創作を嘆賞し憧憬して斯の如く優越せる技巧を有する國人が何を見學せんが爲めに渡航し來つたかを疑ふ程である現に私の携帶した見本裂の如き奪ひ合ふ程渇仰した、然しながら其の生地が異り用途に適應しない爲めに對内的の生産を直に對外的に振り向けることは出來ない從つて風呂敷を肩掛に友仙裂をマフラに織物の裂地をクション等に利用されて居るがそれは無理に用途を發見したもので其間不自然な行き方の爲めに頗る基礎の薄弱な點があり、單に異國情趣的な趣味を以て好奇な眼を以て迎へらるゝに過ぎないから、其の藝術的價値を廣く認識せしむると共に用途に適した其に先方の要求に適合した樣式のものを輸出して我が染織藝術の精神を海外に宣傳すると共に海外的に販路を擴張し生糸よりは絹布生地、生地よりは染色加工物を漸を追ひて輸出の途を打開して國富を增進せねばならぬと考へるが此點は特に製造家の奮起を待たなければならないが、これが一面當局の廣巾奬勵意見とも合致し内外共通性を帶びるに於てはその可能性を促進するものであり、さし詰め毛斯友仙の如きは其儘輸出の途を開き得べく現に獨逸に於ては毛斯を上衣に使用して居るのを見たが概して歐洲に於ては佛蘭西の勁敵を控ゆる一面絹布に對する理解が速であるが其の消費力に於ては米國の富力に俟つこと夥しきものがあろう。要するに我が染色物を對内的より一歩對外的に絹布を中心に殊に友仙染の輸出に對して嘱望すべきもの夥しきと共にこれに適合すべき生産を供給すると共にその連絡殊に關税の障壁に對しては外交的手腕を發揮してこれを除去せねばならぬが斯くて我が染色物の優越せる技巧藝術的價値は世界に調歩し得る素質を具備するに至つたのである云々

糸物染織機械

特許六三七〇八號

完全無欠

大矢式脫水機

金七拾五圓機

（本機ノ明細書進呈）

遠心力脫水機
特許柳置シゴ機
特許撚房機
特許强力撚糸機
特許皮着機
組紐機械

大矢鐵工所

京都市油小路姉小路北

友仙染專用ひきこ

みしん粉　板ふり用

羽二重粉　しごき用

中粉　うらまき用

外に燃料用オガクズ

是非一度値段を問合せ下さい安價にて一叺以上配給す多少に不拘ず御一報願ひます

京都市外嵯峨町濱通り

發賣元　細川金次郎

京都染物同業組合月報

第二百三十八號

發行兼編輯人　新野貞恵
印刷人　森本理一郎
京都市錦小路通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第十號

左記ノモノ職工徒弟契約ヲ終了シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和二年五月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

浸漬部員　松本喜三郎
紋上糊部員　津田良蔵
友仙染部員　山田桑太郎
〃　〃　〃　明田順次郎
〃　〃　〃　太野源太郎
〃　〃　〃　江田喜次郎
茶染部員　木村勘兵衛
〃　〃　〃　鹿光ヨツ
〃　〃　〃　富田トメ
糊置部員　大味武七
〃　〃　〃　西川由三
形彫部員　早井圓之助
〃　〃　〃　中島留雄
〃　〃　〃　竹内善次郎
糊置部員　大味武七
茶染部員　木村勘兵衛
〃　〃　〃　山内タミエ
形彫部員　早井圓之助

◆公示第十一號

左記ノモノ組合定款第十七條ニヨリ履歴契約ヲ解除セリ此ノ旨公示ス

昭和二年五月二十五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

◆就業規則　工場法の改正に伴ひ各工場に於ける就業規則の制定屆出の必要は當府工場課より通達せられたる筈なるが組合は組合員の參考の爲左の通り書式を定めたり今後屆出らるゝ向は之に準し拾捨せらるれば便宜なるべし

第一章　總則

第一條、本工場ノ職工就業ニ關スル事項ハ本規則ニ準據シ處理ス

第二條、職工ハ一定期間ノ履傳契約ヲナシ就業スルモノトス

第三條、職工ヲ左ノ二種ニ區別ス

一、普通職工
一、見習職工

普通職工ハ十八才以上四十才以下ノ男女子ニシテ染加工業ニ經驗ヲ有スル技術者ヲ指稱ス

見習職工ハ十四才以上又ハ義務教育ヲ終ヘタル男女子ニシテ染加工ニ關スル技術ノ練習ヲナスモノヲ指稱ス

第四條職工ハ左ノ各項ヲ遵守シ違背スヘカラス

一、就業時間前ニ入場シ出勤表ノ証印ヲ受クヘシ
二、遲刻早退ノ時ハ其理由ヲ申出ヲ指揮ヲ受クヘシ
三、工場所定ノ健康診斷ヲ受ケ又健康保險ニ加入スヘシ
四、工場内ニ於テハ昊害豫防規則安全規則ヲ嚴守スヘシ
五、工場主又ハ職長ノ指定セル就業出所ニ於テ命セラレタル作業ヲナスヘシ
六、就業中ハ承認ヲ得ス外來人ヲ誘導シ又ハ面會スヘカラス
七、賭博又ハ之ニ類似スル行爲ハ勿論風紀ヲ紊スヘキ行爲アルヘカラス
八、言語ヲ叮嚀ニシ常ニ誠實ヲ旨トシ素ニ金錢物品ノ貸借ヲナスヘカラス
九、所定以外ノ場所ニ於テ焚火喫煙飲酒等ヲナスヘカラス
十、注意ヲ要スヘキ物品ノ取扱ヲ粗漏ニスヘカラス
十一、危險又ハ衛生上有害ノ惡レアル場所ヘ立寄ルヘカラス
十二、機械器具、其他操業ニ要スヘキ物品ハ常ニ整頓セシメ毀損ナカラシムヘシ
十三、工場内ニ於テハ上長ノ命ニ背キ或ハ粗暴ノ行爲アルヘカラス
十四、他職工ノ作業ヲ妨ケ或ハ怠業行爲アルヘカラス
十五、業務ノ秘密ヲ他ヘ漏洩セシムヘカラス
十六、職工ヲ煽動教唆シ不德ヲナサシメ或ハ之ニ附和雷動スヘカラス
十七、寄留職工ハ承認ナク午後十時後外出及外泊スヘカラス

第五條、工場ニ於テ職工ニ周知セシムヘキ事故ハ一定ノ掲示場ニ掲示ス

第二章　雇入及解雇

第六條、職工志願者ハ履歴書及戸籍謄本ヲ添ヘ申込ムヘシ

第七條、職工採用ノ承認ヲ受ケタルモノハ所定ノ誓約書ヲ提出スヘシ

第八條、職工ハ誓約書ニ依ル契約年限中ハ素ニ解約ヲ要求スヘカラス

第九條、職工ニシテ第四條ノ一項ヨリ十二項ニ違背スル時ハ譴責ヲ加ヘ又二回以上ノ戒告ヲ受ケ尚ホ改メサルモノ及十三項乃至十五項ニ違背シタル時ハ事故ノ發生ト同時ニ解雇ス

第十條、職工ニシテ屆出ナク欠勤十四日以上ニ及フモノハ解雇ト見做ス

第十一條、工場主ノ都合ニ依リ解雇セントスルトキハ二週間以前ニ之ヲ豫告スルカ又ハ二週間ニ對スル賃銀ヲ一時ニ支給ス

第三章　就業時間及休憩休日

第十二條、就業時間ハ普通職工ニアリテハ十二時見習職工及女子ニアリテハ十時間以内トス

始業午前　時　終業午後　時

但季節ニ依リ時間ヲ變更スルコアルベシ

第十三條、休憩時間ハ左ノ通リトス

午前九時ヨリ十五分正午ヨリ三十分午後三時ヨリ十五分

第十四條、休日ハ左ノ通リトス

毎月一日十五日又（第一日曜第三日曜）三大節其他慣習ニ依ル一般休日

第十五條、左ノ場合ノ缺勤ハ公休ニ準ス

一、父母配偶者子ノ喪ニ服スル時三日間
一、徵兵檢査及點呼　一日間
一、傳染病ノタメ交通遮斷セラレタル時期間中

第十六條、賃銀ハ日給及請負給ノ二種トス

一、天昊地變其他ノ昊害ニ罹リタル時五日間

第四章　賃銀支拂

日給ハ定時間ヲ以テ一日トシ職工ノ技能ヲ標準トシ給料ヲ定ム請負給ハ仕事ノ出來高ヲ計算シ賃銀ノ支拂ヲナス

第十七條、日給者ニ對シテハ十四條ノ休日及十五條ノ事故欠勤ヲモ日給ヲ支拂フ

第十八條、早出殘業等定時間外ノ勤務ハ時間割給料ノ〇割〇歩ヲ支給ス但シ午後八時ヨリ翌午前六時ニ亘ル時間ノモノハ〇割〇歩增トス

第十九條、工場ノ都合上臨時休業ヲナシタルトキハ三日間ハ一日賃銀ノ〇割ヲ支給シ日數ソノ以上ニ渉ルモノハ一賃銀ノ〇割〇歩ヲ支給ス

第二十條、賃銀ハ毎月末日正貨ヲ支拂ヲモノトス但シ左ノ場合ハ即時支拂ヲナスヘシ

一、職工ノ死亡シタルトキ又ハ解雇辭職シタルトキ
一、一ケ月以上ニ渉リ歸郷スルトキ
一、結婚、出産葬儀等ノ出費ヲ要スルトキ
一、職工戸主又ハ家族カ負傷若ハ疾病ニ罹リタルトキ
一、其他天昊地變等不慮ノ昊厄ニ遭遇シタルトキ

第二十一條、負傷疾病又ハ工場ノ都合ニ依リ解雇セラレ歸郷スルモノハ賃銀支拂ト同時ニ路費ヲ支給ス

© Kyozomekai

第五章　褒　賞

第二十二條、職工ノ善行者ニ對シ左ノ區別ニヨリ褒賞ス

一、六ヶ月ヲ通シテ缺勤七日以内ナルトキハ日給金六日分以上十五日以内缺勤ナキモノハ特別賞ヲ支給ス

一、業務或績優良ニシテ一ヶ年ヲ通シ精勤セシモノハ日給金十五日分以上四十五日以下ノ範圍ニ於テ賞金ヲ支給ス

一、業務上ノ發明又ハ改良ヲナシタルトキハ一時金五百圓ヲ支給ス

一、他ノ模範トナルヘキ圖著ナル善行アリシモノハ一時金五拾圓ヲ支給ス

第六章　職工ノ負擔

第二十三條、職工ノ健康保險ニ對スル規定ノ掛金ハ賃銀中ヨリ扣除ス

第二十四條、寄宿職工ハ月額圓拾錢ノ食費ヲ賃銀中ヨリ扣除ス

第七章　貯　蓄　金

第二十五條、工場主ニ於テ貯蓄金ノ保管ヲ委囑セラレタル場合ハ郵便局又ハ銀行預ケノ取扱ヲナスヘシ

第二十六條、貯蓄金ニハ郵便局又ハ銀行規定ノ利子ヲ附スモノトス

第二十七條、貯蓄金ヲ引出サントスルトキハ一日前ニ金高及理由ヲ申出ツヘシ但シ第二十條ノ理由ノ外蓄リニ引出スヘカラス

附　則

第二十八條、職工採用ハ同時ニ左ノ誓約書ヲ提出セシム

誓約証書　(見習職工)

本籍
住所

何　生年月日　某

右ハ貴殿ト○○業修業契約仕候ニ付テハ貴工場規則ハ勿論左ノ條項確守可致候

一、本人修業年限ハ昭和年月日ヨリ昭和年月日迄トス

一、雇傭契約期間内ハ諸規則ヲ遵守シ違背不仕候若シ規則及ト御指揮ニ背キ候節ハ何時解雇セラルヽモ異議無之候

一、就業時間中ハ誠實ニ勤務スルハ勿論若シ故意怠慢ニ依リ不上リ品ヲ製シ或ハ生地ヲ汚損セシメタルトキハ其損害ニ對シ辨償ヲ命セラルヽモ異議ナク責ニ任スヘク候

一、就業上必要ナル機械器具ノ貸與品ハ自己ノ費用ヲ以テ辨償仕候

一、屋傭契約解除ノ場合自己ノ責ニ任スヘキ辨償金或ハ取替金等ハ直ニ支拂可致候

一、雇傭契約解除後ト雖モ自己ノ行爲ヨリ生シタル損害ト認メラルヽ事故ノ發見セラレタルトキハ直ニ賠償仕候

右保証人連署誓約致候也

昭和　年　月　日　本人　何　某印
住所
保証人　何　某印

工場主宛

◆形彫部第十七回徒弟競技大會

は去る十五日午前十時開催せり審査長の報告に次て市長代理の褒賞授與より徒弟總代の答辭を以て式を終へたり

審査報告

第十七回形彫部徒弟競技會開催スルニ當リ出品點數二百十二點ニ及フ之ヲ友仙形小紋形ノ二種ニ區別シ出品者ノ修業年限ニ應ジ甲乙丙丁ノ四級ニ別チ第一ニ原形第二ニ運刀第三ニ技術ノ巧拙トニ重キヲ置キ精密ニ審査ヲナシタルニ成績佳良ト認ム特ニ小紋形ニ亞リテハ精巧縝密ノモノ少ナカラザルヲ見ル今優秀ナルモノヲ擧グ擬賞スル處左ノ如シ

一等賞　甲乙丙丁各シテ　八名
二等賞　同　十六名
三等賞　同　三十二名
褒賞　同　四十九名

以上授賞アランコヲ申請ス

昭和二年四月十五日

審査總長　淺井修吉

京都府知事告辭

京都染物同業組合形彫部第十七回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラル、ニ方リ一言告クルアラントス

抑モ形彫ノ業タル是レアルガ爲メニ形模樣染ニ光彩ヲ發揮スルモノニシテ染業上頗ル緊要ナル部類ニ屬ス爲メニ其作業ノ巧拙如何ニ作品上ノ上ニ至大ノ關係ヲ及ホスヲ以テ是ヲ之カ

代金ヲ以テ辨償仕候

一、屋傭契約解除ノ場合自己ノ責ニ任スヘキ辨償金或ハ取替金等ハ直ニ支拂可致候

一、屋傭契約解除後ト雖モ自己ノ行爲ヨリ生シタル損害ト認メラルヽ事故ノ發見セラレタルトキハ直ニ賠償仕候

右保証人連署誓約致候也

昭和　年　月　日　本人　何　某印
住所
保証人　何　某印

工場主宛

◆組合の陳情　支拂猶豫令發布と共に商工省後藤事務官出張せられ實況調査の節四月三十日商業會議所に於て八木服部福井の正副組長と會見し左の陳情をなし同時に府商工課商業會議所へ陳情し同屋筋及銀行方面へこの意味に於て月末拂に便宜を與ふべく交渉せしめられたく依頼し置けり

時況ニ關スル陳情

染物及附屬ノ加工業ハ總テ賃業者ニシテ染價或ハ加工賃ト稱スルモノハ一定ノ値段トセシモノヲ云フ故ニ今假リニ一反壹圓ノ染價トスレハ大凡左ノ三項ニ區別スルヲ得ル今之レカ實例ヲ擧グレバ左ノ如シ

一、二割ヲ原料トス
一、一割ヲ利益トス
一、七割ヲ職工賃トス

右ノ内職工賃ト稱スルハ自家使傭職工ニ依ルモノハ勿論ナルカ職工不足ノモノ或ハ自家工場ニ於テ製作シ得ヘカラサル一部ノ工程ハ其下職トセル專門業ニ委タヌルヲ常トス例セハ友仙業ノ如キ模樣ハ圖案家ニ依リ圖案ヲ作成セラレ之ヲ形彫業ニ移シ仕上ケ後職工ノ手ニテ初ヲ染工程ヲ經ヘタルモノヲ蒔屋及ヒ水洗業者整理業者ノ順序ヲ經テ全部ヲ仕上ケラルヽ之ニ要セシ費用ヲ合算シテ染價ト稱スルモ實際ハ以上ノ工賃或ハ勞金ニ仕拂ハル、ヲ以テ之ヲ職工勞金ト稱スルノ適當ナリトイフ然レトモ直接注文ヲ受クルモノハ工場主ナルカ爲メニ染價ノ請求モ注文主ニ於テナスハ無論ニシテ其受否ニ拘ハラス下職工ニ對スル義務ノ全部ヲ負擔セサルヘカラサルモノナルカ故ニ若シ注文主ニシテ理解ナク支拂猶豫令ヲ楯トシテ支拂ヲ承認セサル場合ハ工場主ハ當然ナル客觀ニ陥ルハ論ヲ俟タサル處ナリ

昭和二年四月十五日

京都商業會議所
會頭　濱岡光哲

答辭

本日ヲトシ形彫部第十七回徒弟競技會褒賞授與ノ式典ヲ擧グラレ吾等共席ニ列シテ受賞ノ光榮ヲ受ク誠ニ喜ヒニ堪ヘサル意ナリ殊ニ貴賓各閣下ノ臨場ヲ辱フシ加フルニ懇篤ナル告辭訓辭ヲ賜リ肝銘ヲ戒メラル光榮更ニ大ナリ希クハ今後ハ奮勵努力シテ斯業ノ爲ニ貢獻シ以テ高論ニ背カサラン事ヲ誓フト茲ニ謹ヘテ答辭トス

昭和二年四月十五日

受賞者總代　武田藤三郎

受賞者人名左の通り

一等賞　青木瀧馬　佐藤京二郎　酒井仙吉
宮垣秀一　小林吉寧　渥美茂治
三輪義男　野原松太郎

二等賞　武田藤三郎　木村[illegible]　吉田芳三郎
佐藤義三郎　長瀬政一　齋藤六郎
石原久男　岡本文三郎　平野政一
船工久夫　舟田才五郎　橋本喜三郎
矢代喜八　清水正[illegible]　加茂八郎
服部由夫

三等賞　赤井運藏　吉田正　上田俊夫
谷春藏　小川由吉　平本稱次郎
正木常三郎　白井瀬賞　大櫻喜市
平井志津　西田[illegible]　櫻井晉一
小西與惣吉　森喜一　田中正雄
奥田芳松　[illegible]郎　福井留吉
木下正喜　前田正次　櫻井榮一
片岸南平　宮岸隆　
三科庄五郎　米田榮利
吉川喜藏　北川清造　川出庄次郎
野崎菅次郎　齋藤次郎　八田修吉
片山茂　[illegible]　
伊藤敬一　[illegible]　田村秀雄
森川年郎　[illegible]郎　吉井清次郎
齋藤敏本　久保市三郎　中川國雄
正木宗大郎　市川幸三郎　岩堀稚儀
宮田正夫　藤野幸吉
青山茂之　鈴木久男　宮本友七
田中清三郎　小山福三郎　川村惣太郎

褒賞

上田菅久生　藤田秀雄
石殿茂　深草與
鈴木彌作
田中武次
加藤一郎　近井藤吉
丸代清三
北村保之助
吉川寅之助
永井喜一
中村新吉
平田清次
杉本義信
高橋扇之助

上田三治郎
寺田友次郎
得池義一
伊藤菊三郎
田中喜市
原田義雄
平井太郎
竹内順次
北村富一
下部善一
和田孝一
鈴木清
高橋扇之助

◆商標及標章調査　特許局より京都府内務部を經て左の照會ありたり組合員にして本件に關係あるものは當組合へ申出でらるべし其趣旨及調査事項は左の通り

商標トハ之ヲ商品若ハ其ノ容器包裝等ニ附シテ使用シ以テ其ノ商品カ自己ノ營業ニ係ルモノヲアルト云フコトヲ表示シ之ト同種類ノ他人ノ商品ト區別スル爲メニ用ヒラル、標識ヲアル其ノ商標ヲ他人ニ其似セラレナイヨウニ保護ヲ受ケル爲メニハ商標ノ登錄ヲ受ケルヲ必要トスルコトハ謂フマテモナイ而シテ商標ノ登錄ヲ受ケントスル者ニ對シ商標法ハ其ノ登錄ヲ許サナイ各種ノ場合ヲ規定シテ居ルカ其ノ中ニ「同一又ハ類似ノ商品ニ慣用スル標章ト同一又ハ類似ノ商

主ハ當然ナル客觀ニ陥ルハ論ヲ俟タサル處ナリ

昭和二年四月十五日

京都商業會議所
會頭　濱岡光哲

答辭

本日ヲトシ形彫部第十七回徒弟競技會褒賞授與ノ式典ヲ擧グラレ吾等共席ニ列シテ受賞ノ光榮ヲ受ク誠ニ喜ヒニ堪ヘサル意ナリ殊ニ貴賓各閣下ノ臨場ヲ辱フシ加フルニ懇篤ナル告辭訓辭ヲ賜リ肝銘ヲ戒メラル光榮更ニ大ナリ希クハ今後ハ奮勵努力シテ斯業ノ爲ニ貢獻シ以テ高論ニ背カサラン事ヲ誓フト茲ニ謹ヘテ答辭トス

昭和二年四月十五日

受賞者總代　武田藤三郎

受賞者人名左の通り

一等賞　青木瀧馬　佐藤京二郎　酒井仙吉
宮垣秀一　小林吉寧　渥美茂治
三輪義男　野原松太郎

二等賞　武田藤三郎　木村[illegible]　吉田芳三郎
佐藤義三郎　長瀬政一　齋藤六郎
石原久男　岡本文三郎　平野政一
船工久夫　舟田才五郎　橋本喜三郎
矢代喜八　清水正[illegible]　加茂八郎
服部由夫

三等賞　赤井運藏　吉田正　上田俊夫
谷春藏　小川由吉　平本稱次郎
正木常三郎　白井瀬賞　大櫻喜市
平井志津　西田[illegible]　櫻井晉一
小西與惣吉　森喜一　田中正雄
奥田芳松　[illegible]郎　福井留吉
木下正喜　前田正次　櫻井榮一
片岸南平　宮岸隆　
三科庄五郎　米田榮利
吉川喜藏　北川清造　川出庄次郎
野崎菅次郎　齋藤次郎　八田修吉
片山茂　[illegible]　
伊藤敬一　[illegible]　田村秀雄
森川年郎　[illegible]郎　吉井清次郎
齋藤敏本　久保市三郎　中川國雄
正木宗大郎　市川幸三郎　岩堀稚儀
宮田正夫　藤野幸吉
青山茂之　鈴木久男　宮本友七
田中清三郎　小山福三郎　川村惣太郎

褒賞

©Kyozomekai

商品ニ付特定ノ人又ハ周知商標ノ其ノ使用者以外ノ人ニ登録シ不測紛糾ヲ惹起シ當業者ニ多大ノ損失ヲ來サシムルノ虞モアル尤モ此ノ如キ場合ニハ登録無効ノ審判ヲ請求シ其ノ登録ヲ無効ニスルコトヲ出來ルモノヲアルケレトモ之カ爲ニハ可ナリノ時日ト勞費トヲ要スルモノヲアルソレ故ニ從來當局ニ於テハ出願人以外ノ者ノ使用セル周知商標ノ類似シテ居ナイヲアロウカトノ疑カ生シタ場合ニハ其ノ都度地方官廳其他ニ對シ調査方ヲ依賴シテ來タケレトモ猶一層商標審査ノ完全ヲ期シ同時ニ一般當業者及ビ周知商標使用者ノ利益ヲ尊重スル爲ノ此度各地方ニ於ケル信用商標並ニ周知商標ノ有無ヲ調査スルコトニシタノヲアル右ノヨウナ事情ヲアルカラ關係當業者等ハ各地方ニ於テ信用又ハ周知ノ商標ト思ハレ、モノカアッタナラハ進ンテ之ヲ當局ニ申出ラレンコトヲ希望スル次第ヲアル

× × ×

特許局

一、貴組合（大正十五年昭和元年）中ニ於ケル生産數量並價格及仕向地別（内外ノ別）

二、登録商標

イ、指定商品名

ロ、着色限定ノ有無

ハ、登録年月

ニ、有權者ノ氏名又ハ商號（印刷物ニ印刷シアラハ不要）

ホ、印刷物各三部添付ノコト

三、周知標章（特定ノ當業者カ自己ノ商品ニ附シテ使用シ來タ登録ヲ受ケサル商標ニシテ當該商標カ其ノ特定當業者ノ使用スルモノナリト廣ク當業者又ハ需要者間ニ認知セラルヽモノ）

イ、當該商品名

ロ、使用始期ノ年月

ハ、特定使用者ノ氏名又ハ商號（前號（二）ニ準ス）

ニ、印刷物各三部添付ノコト

四、專用標章（商標法第二十六條）

イ、指定商品名

ロ、使用始期ノ年月

ハ、登録年月

ニ、有權者ノ名稱（二號（二）ニ準ス）

ホ、印刷物各三部添付ノコト

◆經濟事情調査

政府に於ては左の事項調査のため係官出張の趣きにて當組合へも其下準備を照會し來れり組合員に於て之に關し移支拂猶豫令實施後ニ於ケル經濟事情調査項目

第一、生産狀況

一、操業狀況及稼算狀況ニ及ホシタル影響

二、原料半製品及製品ノ在庫品增減ノ狀況

三、原料及製品ノ價格ノ變動

四、事業資金融通狀況

イ、擔保ノ種類及擔保掛其他擔保引受事情ノ變化

ロ、賃金支拂資金ノ調達及支拂ノ狀況

ハ、原料賃入資金融通狀況

五、倉庫証券荷爲替及手形ノ流通狀況

六、賣掛代金ノ決濟及回收ノ狀況

七、製品ノ販路又ハ取引先等製品取引關係ニ生シタル變動

八、從業者ノ解雇入賃銀就業時間等雇傭關係及ホシタル影響

九、休業銀行ト特殊關係アル事業ノ狀況

十、其ノ他生産關係ニ及ホシタル影響

第二、內地商取引狀況

一、商品ノ賣行、仕入及需要ノ狀況

二、販路又ハ取引先等取引關係ニ生シタル變動

三、運賃增減ノ狀況

四、價格ノ變動

五、營業資金融通狀況

六、倉庫証券荷爲替及手形ノ流通狀況

七、賣掛代金ノ決濟及回收ノ狀況

八、休業銀行ト特殊關係アル事業ノ狀況

九、其ノ他內地商取引ニ及ホシタル影響

第三、貿易狀況

一、輸出取引

イ、輸出貿易ノ概況（重要品目別）

ロ、內地ニ於ケル輸出商品ノ仕入、出廻輸送及代金決濟ノ狀況

ハ、重要輸出商品ノ內地市價ノ狀況

ニ、本邦商品ニ對スル海外ヨリノ引合及注文狀況並ニ相場ノ趨勢

二、輸入取引

イ、輸入貿易ノ概況（重要品目別）

ロ、輸入貿易ノ引取ニ對スル銀行ノ取扱狀況ノ輸入商ノ都府並地方ノ輸入

從來通銀行ノ保証ニヨリ便宜荷受シ得ルヤ、若シ右ノ便宜ナシトセハ其ノ處置方法）

ハ、輸入品ノ輸入港ニ於ケル在荷、狀況、市價ノ趨勢荷動及賣掛代金決濟ノ狀況

三、金融

イ、爲替銀行ノ輸出手形取組條件（例ヘハ擔保ノ種類及割合並ニ利率等）

ロ、爲替銀行及普通銀行ノ輸入信用、條件普通銀行ノ引受手形ニ對スル爲替銀行ノ取扱振ヲ含ム

ハ、輸入手形ノ內地ニ於ケル取立狀況

第四、商工業者ノ組合又ハ團体等ニ於テ對策トシタ決議又ハ申合ヲ爲タル事項及其ノ經過

◆浸蒸調整部徒弟競技會

は本月十五日開催の豫定なりしが出品生地の染色不完全にして技工上審査困難なるを以て之を取代への必要ありしため無期延期となりたるも多分六月下旬開催の運びに至るべしと其準備中なり

◆諸色染部新事業

同部は去る三月廿五日の總會の決議に基き第一着手として色本を發行し流行界の指針とし同業者は元より全國染業界に範を示すべく方針を立て部長田中常次郎副部長木村平次郎部役員野口初次郎永井思次郎前田筆吉江上仁兵衛今井秀吉其他部重立ちたる人々は熱心に畫策し其實行方法を協議する處ありしが彌よ發行の運びとなり四月上旬豫約法に依り一般の希望を容るゝことゝなり標本第一回は淺井染織試驗場技師が腐らしたる陸洲各國に於けろ染色を基とし之を陰酌して西邦人の嗜好に適せしむる方法に依り生地は試驗場に於て特織せしめるものを用ひ色數五十種を限り發行し漸次回を重ねるに隨ひ其數を增加せしむる筈にて目下應募數千以上に達したるを以て本月末製本發送の手續をなす筈なり

更に部有志者は役員の協賛を經へ其監督の下に青年團体を組織し其目的とする處は人格を向上し技術を研磨し体育を奬勵し高尚なる趣味の涵養にありて十五才より上二十五才までを會員とし其他賛助員は年齢を問はず一般當業者を以て之に充つる筈にて目的を定め漸次實行に近かしむる筈なり其方針は左の如し

一講演會（技術上及思想善導）

一見學（近府縣の工場見學）

一遠足運動會

一休育（音樂文學）

五月十五日發會式を挙げ會長其他役員の選擇を行ひたる後引續き第一回の技術上の講演を行ひ其他大阪氏藤井技師の染色上の講演あり

第十一條　本會ハ出品其他ノ設備ニ付相當ノ注意ヲ爲スト雖モ火災盜難、紛失毀損其他ノ損害ニ對シ一切其ノ責ニ任セス

第十二條　出品物ハ閉會後七日以内ニ又建設物並ニ工作物ハ十日以内ニ撤去シ原形ニ復スヘシ

第二章　委托出品

第十三條　本會ニ出品ヲ委托セントスルモノハ第十四條ノ委托料金ヲ添ヘ昭和二年七月五日限リ事務所ニ申込ヘシ

第十四條　委托料金左ノ如シ

但シ陳列場所使用料、裝飾、看護、電燈料等ヲ含ム

一、陳列間數一間（間口六尺奥行三尺以内）ニ付金四拾五圓

二、陳列間數半間（間口三尺奥行三尺以内）ニ付金參拾圓

第十五條　出品ノ賣約ニ對シ本會ハ賣約金ノ百分ノ七ヲ申受クヘシ

第十六條　出品物ニハ必ス出品目錄ト同一ノ番號札ヲ付シ尚發送ノ際入荷目錄ヲ挿入スヘシ

第十七條　賣約金ハ本會閉會後一ケ月以内ニ發品整理ノ上精算書ト共ニ送金スヘシ

第三章　觀覽

第十八條　觀覽時間ハ毎日午後一時ヨリ午後十時マテトス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第十九條　觀覽料ハ大人一名金參拾錢小人及二十名以上ノ學生並ニ團體ハ一名金拾五錢トス

但シ五歲未滿ノ者ハ無料トス

第二十條　出品者及會場敷地使用者并其ノ使用人ニ對シテハ別ニ入場券又ハ門鑑ヲ交付ス

第二十一條　陳列館内ニ於テ喫煙シ又ハ指定ノ器物以外ニ落葉スルコトヲ得ス

第二十二條　酔狂、亂暴、惡戯若クハ嫌忌ノ感ヲ生セシムルモノト認ムル者ハ入場ヲ拒絶シ又ハ退場セシムルコトアルヘシ

第四章　雜則

第二十三條　本會ノ許可ナクシテ陳列館其他ノ建設物内ニ於テ火氣ヲ用ユルコトヲ得ス

第二十四條　出品者ハ本會ヲ則チ基ク義務ヲ怠ルトキハ本會ハ適宜ノ處分ヲ爲シ之カ爲メ生シタル費用ハ出品者ヨリ徵收スヘシ

第二十五條　會則外ニ物件ヲ部門セントスルトキハ本會ヨリ搬出證ノ交付ヲ受クルヲ要ス

第二十六條　出品物ヲ模寫又ハ撮影セントスル者ハ豫メ本會ノ承認ヲ受クヘシ

◎糸染部總會

同部は去る十五日午後一時組合事務所に於て總會を開催し時況問題に就き各種の協議を遂げ更に部員間に起る紛議事項は成るべく公表せず當事者間に於て相互に感情を去り誠意を以て解決せしむる方針に據ることゝし之れが機關を設くることゝし同時に左の規則を制定したり

糸絽色染部調査規則

第一條　本部ニ調査部ヲ置キ左ノ業務ヲ取扱フ

一、同業者間ノ紛議調停ヲナスコト

二、同業者對注文主間ノ紛議調停ヲナスコト

三、營業上ニ關スル諸般ノ相談ニ應スルコト

四、組合定款部規約違反ニ關スル調査ヲナスコト

第二條　調査委員ハ各區ヨリ名ヲ擧ケ本部々長之ヲ嘱託ス

第三條　調査委員ノ任期ハ二ケ年トス但再選ヲ妨ケス

第四條　調査委員中互選ヲ以テ委員長一名ヲ擧グ

第五條　調査委員長ハ委員會ヲ總理ス

第六條　委員長事故アルトキハ委員中ノ年長者ノ代理ス

第七條　調査委員ハ公平無私其事務ニ當リ秘密ヲ厳守スヘシ

第八條　部員ニシテ第一條ノ一項ヨリ三項ニ至ル事故アルトキハ部長ヘ書面或ハ口頭ヲ以テ申出ツヘシ

第九條　部長ハ部員ノ申告ヲ受ケタルトキハ直ニ委員長ニ通告シ委員會ニ附セシムヘシ

第十條　紛議事故ニシテ委員ニ關係アルトキハ之ヲ回避スヘシ但シ調査上ノ召喚ヲ拒否スヘカラス

第十一條　仲裁判斷ノ決裁ハ委員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決シ利害關係者ヘ決裁ノ主旨ヲ通告ス

第十二條　調査委員會ノ仲裁判斷ニ對シテハ異議ノ申立ヲナスヲ得ス

第十三條　調査事項ニシテ經費ヲ要スルモノハ其ノ實費ヲ當事者ニ徵收スルコトアルヘシ

第十四條　組合定款部規約ニ關スル違反ハ調査委員會ノ調査ヲ終ヘ部長ヘ報告シ組合組長ヘ處分ノ申請ヲナスヘシ

第十五條　本部役員ハ調査委員會ニ列席シ意見ヲ述フルコトヲ得

◎諸色染青年會

同部役員改選以來業務の刷新を圖り先きに標準色の發表をなし同業者に流行色の基準を示し或は青年會を組織し第一着手として運動會を行ひ其他新事業を畫策し實行の歩を進めつゝあるは先きに報道せし處なるが今回愈よ正式に規則及役員を設け大に活動することゝなれり規則及役員は左の通りなり

本會々則

一、本會ハ京都染色青年會ト稱シ京都染物同業組合諸色染部從業員ヲ以テ組織ス

二、本會ハ會員ノ人格ヲ向上シ自治ノ精神ヲ奮起シ技術ヲ研磨シ又休育ヲ奬勵シ高尚ナル趣味ヲ與フルヲ以テ目的トス

三、本會ノ事業トシテ實行スヘキモノ左ノ如シ

講演部　例會及臨時會ニ於テ學術、修養、技術、流行ニ關スル講演ヲ催ス

研究部　技術講習會及ビ見學等ヲ催シ會員ノ見聞ヲ廣クス

文藝部　讀書、音樂、繪畫等高尚ナル趣味ヲ普及シ藝術ヲ研究ス

休育部　休育ヲ養成指導シ其ノ趣味ノ普及ヲ圖リ隨時遠足會、運動會ヲ催ス

辯論部　隨時辯論會ヲ開キ會員相互ノ意見ヲ吐露シ智識ノ交換ヲナス

編輯部　本會ノ會報ヲ編輯ス

四、本會々員ハ左ノ種別ニ分ツ

正會員　十五歲以上二十五歲

會友　二十六歲同　三十歲

賛助會員　一般部員

特別會員

五、本會々員ハ左ノ會費ヲ負擔スベキ義務ヲ有ス

正會員　一ケ月　拾錢

會友同　五拾錢

賛助會員同　五拾錢

六、本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長一名　副會長一名　幹事長一名　常任幹事三名　幹事七名　評議員若干名　會計二名

七、役員ノ任期及ビ選出方法

イ、會長ハ會員ノ中ヨリ代表シ會務一切ヲ總括シ會ヲ代表シ會長ノ議長トナル

ロ、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ代理ス

ハ、幹事長ハ會長ノ命ニヨリ會務一切ヲ處理ス

ニ、常任幹事ハ幹事ヲ補佐ス

ホ、幹事ハ常任幹事ヲ補佐ス

總會ニ於テ選擧

ヘ、評議員ハ會長ノ諮問機關トシテ會務ニ參與ス

ト、會計ハ會計事務一切ヲ處理ス

會長指名

チ、本會ヨリ搬出證ノ交付ヲ受クルヲ要ス

第二十六條　出品物ヲ模寫又ハ撮影セントスル者ハ豫メ本會ノ承認ヲ受クヘシ

◎糸染部總會

同部は去る十五日午後一時組合事務所に於て總會を開催し時況問題に就き各種の協議を遂げ更に部員間に起る紛議事項は成るべく公表せず當事者間に於て相互に感情を去り誠意を以て解決せしむる方針に據ることゝし之れが機關を設くることゝし同時に左の規則を制定したり

糸絽色染部調査規則

第一條　本部ニ調査部ヲ置キ左ノ業務ヲ取扱フ

一、同業者間ノ紛議調停ヲナスコト

二、同業者對注文主間ノ紛議調停ヲナスコト

三、營業上ニ關スル諸般ノ相談ニ應スルコト

四、組合定款部規約違反ニ關スル調査ヲナスコト

第二條　調査委員ハ各區ヨリ名ヲ擧ケ本部々長之ヲ嘱託ス

第三條　調査委員ノ任期ハ二ケ年トス但再選ヲ妨ケス

第四條　調査委員中互選ヲ以テ委員長一名ヲ擧グ

第五條　調査委員長ハ委員會ヲ總理ス

第六條　委員長事故アルトキハ委員中ノ年長者ノ代理ス

第七條　調査委員ハ公平無私其事務ニ當リ秘密ヲ厳守スヘシ

第八條　部員ニシテ第一條ノ一項ヨリ三項ニ至ル事故アルトキハ部長ヘ書面或ハ口頭ヲ以テ申出ツヘシ

第九條　部長ハ部員ノ申告ヲ受ケタルトキハ直ニ委員長ニ通告シ委員會ニ附セシムヘシ

第十條　紛議事故ニシテ委員ニ關係アルトキハ之ヲ回避スヘシ但シ調査上ノ召喚ヲ拒否スヘカラス

第十一條　仲裁判斷ノ決裁ハ委員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決シ利害關係者ヘ決裁ノ主旨ヲ通告ス

第十二條　調査委員會ノ仲裁判斷ニ對シテハ異議ノ申立ヲナスヲ得ス

第十三條　調査事項ニシテ經費ヲ要スルモノハ其ノ實費ヲ當事者ニ徵收スルコトアルヘシ

第十四條　組合定款部規約ニ關スル違反ハ調査委員會ノ調査ヲ終ヘ部長ヘ報告シ組合組長ヘ處分ノ申請ヲナスヘシ

第十五條　本部役員ハ調査委員會ニ列席シ意見ヲ述フルコトヲ得

◎諸色染青年會

同部役員改選以來業務の刷新を圖り先きに標準色の發表をなし同業者に流行色の基準を示し或は青年會を組織し第一着手として運動會を行ひ其他新事業を畫策し實行の歩を進めつゝあるは先きに報道せし處なるが今回愈よ正式に規則及役員を設け大に活動することゝなれり規則及役員は左の通りなり

本會々則

一、本會ハ京都染色青年會ト稱シ京都染物同業組合諸色染部從業員ヲ以テ組織ス

二、本會ハ會員ノ人格ヲ向上シ自治ノ精神ヲ奮起シ技術ヲ研磨シ又休育ヲ奬勵シ高尚ナル趣味ヲ與フルヲ以テ目的トス

三、本會ノ事業トシテ實行スヘキモノ左ノ如シ

講演部　例會及臨時會ニ於テ學術、修養、技術、流行ニ關スル講演ヲ催ス

研究部　技術講習會及ビ見學等ヲ催シ會員ノ見聞ヲ廣クス

文藝部　讀書、音樂、繪畫等高尚ナル趣味ヲ普及シ藝術ヲ研究ス

休育部　休育ヲ養成指導シ其ノ趣味ノ普及ヲ圖リ隨時遠足會、運動會ヲ催ス

辯論部　隨時辯論會ヲ開キ會員相互ノ意見ヲ吐露シ智識ノ交換ヲナス

編輯部　本會ノ會報ヲ編輯ス

四、本會々員ハ左ノ種別ニ分ツ

正會員　十五歲以上二十五歲

會友　二十六歲同　三十歲

賛助會員　一般部員

特別會員

五、本會々員ハ左ノ會費ヲ負擔スベキ義務ヲ有ス

正會員　一ケ月　拾錢

會友同　五拾錢

賛助會員同　五拾錢

六、本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長一名　副會長一名　幹事長一名　常任幹事三名　幹事七名　評議員若干名　會計二名

七、役員ノ任期及ビ選出方法

イ、會長ハ會員ノ中ヨリ代表シ會務一切ヲ總括シ會ヲ代表シ會長ノ議長トナル

ロ、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會長ノ代理ス

ハ、幹事長ハ會長ノ命ニヨリ會務一切ヲ處理ス

ニ、常任幹事ハ幹事ヲ補佐ス

ホ、幹事ハ常任幹事ヲ補佐ス

總會ニ於テ選擧

ヘ、評議員ハ會長ノ諮問機關トシテ會務ニ參與ス

ト、會計ハ會計事務一切ヲ處理ス

會長指名

チ、本會ハ左ノ各項ヲ總ス

イ、例會ハ毎月八日午後七時組合樓上ニ於テ例會ヲ催シ講演ヲナシ會員相互ノ向上心ヲ養成ス

ロ、總會ハ春秋二期定時總會ヲ催ス

ハ、臨時會ハ臨時問題ノ生ジタルトキ招集ス

九、本會ハ他ノ團體ト聯合會ヲ開クコトヲ得

十、本會々則ノ變更ハ總會ノ決議ニヨリ變更スルコトヲ得

十一、本會員トシテ背德行爲アルトキハ除名スルコトアルベシ

十二、本會ハ當分ノ内事務所ヲ置ク便宜上支部ヲ設クルコトヲ得

京都染物同業組合事務所

役員

會長　野口初太郎　副會長　馬場安太郎

會計　木村平次郎　同　田中常太郎

幹事長　永井靖二　幹事　小林喜三郎

同　竹村延次郎　同　小谷直三郎

同　森井竹夫　同　池山誠一

同　北村平次郎　同　森田菊之助

同　瀬川吉之助　同　長谷川捨次郎

同　河田樂太郎　同　永江久吉

同　山本末吉　同　宮岸正一

同　永井新次郎　同　田邊孟郎

同　鈴木治兵衛　同　南野長作

同　江上仁兵衛　同　小西石藏

同　水野藤三郎　同　山本秀三郎

同　山本貞之助　同　中川末吉

同　小谷政次郎　同　平井三次郎

同　恒川喜次郎　同　小林久三郎

同　多和田藤三　同　森金五郎

同　山本菊之助　同　源田芳之助

◎染物陳列會

本月五日友仙染絹部區員の製品に係る夏向き友仙染數百點は祇園八阪倶樂部に於て又五日六日の兩日に渉り模樣染部中の優秀會員は模樣染既成品の陳列會を催ふし公衆一般の自由觀覽を許し各批評を求めたるに來觀者各方面より二千有餘名にして盛會を極めたり

◎小紋染陳列會

以左の趣意に依り第一回染技術品展覽會を開く等にて目下準備中なるが部員は熱心に優良品の研究にあれば豫期以上の成績を顯はすことなるべし

染技術品展覽會開催趣意書

小紋染ハ古來ヨリ本邦ノ式服トシテ朝野共ニ必要缺クベカラザルモノニシテ其ノ種類中尤モ權威アル品種ニ屬シ其發價ノ本持ノ榮リタルハ歷史ノ證明スル所ナリ然ルニ時代ノ變遷ハ本染法ニ及ボシ又若小紋ノ實態ヲ如何ニ至ラントセリ然レドモ之ニ代ユルニ諸種ノ形式ハ工夫セラレ其染法ヲ應用シテ世ノ流行ニ移レリ技術ハ工夫セラレ著シク進歩發達シ[illegible]ヲ示スニ至ルハ喜ブベキ現象ト雖モ當用モ省ミス相異シ近ノ流行ノ傾キヲ生ズル虞ナリ於之カ矯正ノ法ヲ講スルノ急ナルヲ感ジ同業者ハ共同一致ノ歩ヲ進ムルヲ之カ對策ヲ會ヲ開催スルコトヽナレリ

殊ニ近時產業界ノ趨勢ハ一切都ニ拘泥スルヲ許サズ其發達ノ速度著シ[illegible]名古屋、足利、桐生其他各地ニ於テ染色ナキ此種ノ染色物ヲ見ルニ至ラハ[illegible]ノ拱手傍觀スルヲ得ニアラザルベシト信ズ同業諸君ハ宜シク技ヲ練リ工ヲ鍛ヒ以テ美術的技能ヲ振ヒ出品ニ力メラレ廣ク江湖ノ觀覽ニ供シテ公平ナル批評ヲ求ノ名聲ノ維持ニ努メ更ニ他ノ長所ヲ採リ自己長所ヲ利用シ以テ本邦ノ特產ヲ利益ノ增進ヲ圖ルヲ要ス

右ノ意味ニ於テ奉ヲ賛同セラレ出品ノ多カランコヲ切望ス

一、會場　八阪倶樂部ノ豫定

一、開催日　八月上旬

一、出品點數　一口三點以内一人二口以下ニ限ル

一、會費　一口ニ付金五圓也

一、出品申込〆切　六月三十日

一、出品〆切　開催前日

注意　展覽會ニ就テ御照會ノ件ハ組合事務所ヘ御尋ネ下ナイ

京都染物同業組合小紋染部

◎商工省調査

先月末商工省事務官出張の上左の事項に付き調査せられたるに就き當組合よりは八木組長服部顧井兩副組長と會見せられ左の通り質問應答せられたり

支拂猶豫令實施後ニ於ケル經濟事情調査委員項目

第一　生產狀況

一、提業狀況及採算狀況ニ及ボシタル影響

二、原料、半製品及製品ノ在庫品增減ノ狀況

三、原料及製品ノ價格ノ變動

四、事業資金融通狀況

イ、擔保ノ種類及擔保掛其他擔保引受事情ノ變化

ロ、貸金支拂資金ノ調達及支拂ノ狀況

ハ、原料購入資金融通狀況

五、倉庫、証券荷爲替及手形ノ流通狀況

六、賣掛代金ノ決濟及回收ノ狀況

七、製品ノ販路又ハ取引先等製品取引關係ニ生ジタル變動

八、從業者ノ解雇、雇入、賃銀、就業時間等雇傭關係

九、休業銀行ト特種關係アル事業ノ狀況

十、其他生產關係ニ及ボシタル影響

一、提業狀況及採算狀況ニ及ボシタル影響

豫算令施行中ハ取引決濟不能ノタメ生產ハ漸次限定セラレ休止ノ狀態ニ陷リタリ同時ニ資力ノ大小ヲ問ハズ相互ニ信用上ノ如何ヲ氣遣ヒ殆ント休業狀態ニ陷リタルガ以テ採算ヲ求メ難キ實狀ナリ

二、原料半製品及在庫品增減ノ狀況

新取引ハ無論此際アルベキ筈ナク既約定品ノ受渡シ困難ニシテ自然生產能力ヲ縮少シ前途經濟界ノ轉換ヲ氣遣ヒ原料半製品ハ施行前ノ儘ナリナリ徒ニ停滯ノ狀態ニアリ

三、原料及製品ノ價格ノ變動

需要供給關係以外ノ金融ノ狀態ニ依リ不自然ナル相場ヲ示ス場合例セバ外國染料商ノ取引ノ如キハ以前相當ノ貸越ヲ許シタルモ以來ハ現金取引ニアラザレバ實買ヲ停止シ自然品薄ナリ價格モ隨テ昂上スルヲ當然ナリト雖モ大体取引不活潑ナルタメ原料使用ノ必要ナキ爲メ原料及製品ニ對スル價格モ大ナル變動ナキモノニ認ム

四、事業資金融通狀況

財界動搖ノタメ事業ノ何種タルヲ問ハズ金融不圓滑ナリ

貸金ハ資金ノ如何ヲ問ハズ完全ニ支拂ハレタリ

五、倉庫証券荷爲替及手形ノ流通狀況

手形ニ關スル金融ハ困難ノ狀態ナリ

六、賣掛代金ノ決濟及回收ノ狀況

一時決濟ノ方法ヲ得タルカ如キモ手形支拂ニ屬スルモノハ未ダ完全ニ決濟セラレタルモノト認メ難キモノ少ナカラズ要スルニ不圓滑ナリ

七、製品ノ販路又ハ取引先等製品取引關係ニ生ジタル變動

生產ノ縮少ヨリ染注文數量ノ減ジタル事實ニ微シ販路モ隨フテ縮少スルヲ以テ取引關係モ別ニ變動ナシ

八、從業者ノ解雇、雇入賃金、就業時間等雇傭關係

現在ノ如ク經濟界ガ混沌狀態ヲ持續スルモノトセバ當業者ハ作業時間ヲ短縮シ或ハ職工解雇ヲナシ一層不況狀態ニ陷ルヘシ之ヲ以テ新雇ヲ控ヘ其他ニ關スル講究ノ必要ヲ認メズ

九、休業銀行ト特種關係アル事業ノ狀況

取引關係ヲ有スルモノ、困難ハ勿論ニシテ之レガタメ當業者ハ總テノ事業ヲ休止シ只經濟界ノ轉換ヲ待ツノミ

十、其他生產關係ニ及ボシタル影響

大ナル影響ハ銀行業者ガ豫減ノ緊縮ヲ加ヘ手形流用ノ便宜ヲ與ヘズ更ニ金融ヲシテ緊縮ノ一方ニ力ムルヲ以テ資金ノ自由ヲ缺ク爲メニ當時何等ノ事業ヲモ目論ム能ハズ人心ハ只現狀ヲ維持スルニ汲々タル有樣ナリ

◎諸會合

七月一日午前十時浸落調整部第二十三回競技會褒賞狀授與式を擧行する筈にて本廿五日午後一時染織試驗場長淺井修吉技手玄藤十郎工業學校鳥井教諭の諸氏に依て審査を行ひたり○七月二日午前九時より湯熨斗部總會を開き牢期事業報告をなし同時に會計役代議員各一名の補缺選擧を行ふ筈○七月二日午後七時小紋染部役員○陳列會褒賞委員會を開き八月上旬八阪倶樂部に於て開催する陳列會に關する諸般の協議をなす筈○七月三日午後三時縮緬練部例會を開き六月中に於ける取引狀態に就て打合會をなす筈なり

◎國產振興博覽會受賞者

四月開催勸業館に於て開かれたる同博覽會出品に對し授賞せられたるもの左の如し

一等賞　北村平三郎　森田菊之助

二等賞　現品　瀬川吉之助

小川惣次郎　品造　長谷川捨次郎

河田樂太郎　同所伊太郎　永江久吉

三等賞　山下金三郎　宮岸正一

田邊孟郎　南野長作

小西石藏　長谷川捨次郎

山本秀三郎　永江久吉

中川末吉

四等賞　平井三次郎　廻村富三郎

小林久三郎　森金五郎

田中弘　源田芳之助

◎糸絽色染部決算及豫算

同部は六月一日總會を開き大正十五年度部經費收支決算及昭和二年度部經費豫算左の通り報告せり

大正十五年度部經常費收支決算書

收入之部

一金四百五拾圓參拾錢　部經費徵收額

支出之部

一金四百五拾圓參拾錢　總額

内譯

印刷費	六〇・〇〇〇
事務費	五〇・〇〇〇
通信費	四〇・〇〇〇
書記給	三五・〇〇〇
雇費	一二〇・〇〇〇
會議費	二五〇・〇〇〇
勧業費	七八・七九〇
豫備費	六三三・七九〇
計	金

一等	一ヶ年一戸負擔額　金七圓八拾錢
二等	同　金五圓貳拾錢
三等	同　金四圓六拾錢
四等	同　金四圓
五等	同　金參圓四拾錢
六等	同　金貳圓貳拾錢
七等	同　金壹圓

一、經費等割戸數割ノ二法ニ據リ徴收ス
一、等級割ハ部役員會審議ニ依リ之ヲ定ム
一、戸數割ハ平等トシ一戸一ヶ年金貳拾錢トス
一、徴收ハ一ヶ年ヲ二期ニ別チ上半期下半期ノ二回ニ徴收ス
一、經費怠納不納者處分ハ京都染物同業組合ノ定款ニ準據ス

◎工場附屬寄宿舍規則　七月一日より施行せらるゝ同規則に附隨せる京都府施行規則は進て工場法に於て都市になりしが最早設備せ省令第廿六號を以て發表せられたるもの左の如し

◆工場附屬寄宿舍規則

第一條　本令ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ附屬スル寄宿舍ニ之ヲ適用ス

第二條　左ノ各號ノ一ニ該當スル作業場アルトキハ保安上又ハ衛生上ノ害ヲ避クル爲寄宿舍ノ寢室ハ之ト別建物ト爲スヘシ但シ除害、豫防又ハ避難ノ設備アル場合ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ノ許可ヲ受ケタルトキハ別建物ト爲スコトヲ要セス

一、爆發性、發火性若ハ引火性料品又ハ多量ノ易燃性料品ヲ取扱フ作業場

二、窯爐ヲ使用スル作業場

三、瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル作業場

地方長官前項ノ寢室ニシテ保安上危險ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナリト認ムルトキハ除害、豫防又ハ避難ノ設備ヲ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第三條　寢室ハ建物ノ三階以上ニ之ヲ設クルコトヲ得ス但シ建物ノ外壁、床、屋根、階段及柱ヲ市街地建築物法施行規則第一條ニ規定スル耐火構造ト爲シタル場合又ハ本令施行ノ際現存スル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　寄宿舍ノ廊下ヨリ屋外ニ通スル出入口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸ト爲スヘシ寄宿舍ハ何時ニテモ容易ニ外部ニ避難シ得ル樣ニ爲シ置クコトヲ要ス

第五條　寢室、食堂、病室其ノ他職工（徒弟ヲ含ム以下之ニ同シ）ノ居住ノ用ニ供スル室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舍ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條　寢室及病室ニハ屋根小屋組ヲ露出セサル樣天井ヲ設クヘシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舍ニシテ防鼠ノ爲屋根小屋組ヲ露出シタルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條　寄宿舍ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

寄宿舍ニ於テハ痰壺以外ニ唾痰ヲ吐出スルコトヲ得ス

第十八條　寄宿舍ニハ共用手拭ヲ備フルコトヲ得ス「トラホーム」患者ノ使用スル洗面器ハ之ヲ健康者ノ使用ニ供セシムルコトヲ得ス

手洗水ハ流出装置ヲ爲スヘシ

第十九條　工場法施行規則第八條第一項第二號乃至第五號（皮膚性「骨結核」炎ヲ除ク）ノ患者ノ使用シタル寢具其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルニ非サレハ再ヒ之ヲ使用セシムルコトヲ得ス第二號ノ患者ノ使用シタル寢室ニ付亦同シ

前項及第十七條第三項ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ傳染病豫防法ノ施行規則第五章ノ規定ニ依ルヘシ但シ藥ノ爲ニ唾痰ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水、防腐用石炭酸五分鹽酸一分水九十四分）ヲ使用スヘシ

第二十條　寄宿舍ハ之ニ牧容スル職工ノ數ニ應シ適當且十分ナル便所及洗面装置ヲ設クヘシ

地方長官前項ノ便所又ハ洗面装置不適當又ハ不十分ト認メタルトキハ期間ヲ定メ變更又ハ增設ヲ命スルコトヲ得

第二十一條　寄宿舍ノ管理ニ關シ規程ヲ設ケ地方長官ニ屆出ツヘシ

地方長官ノ規程ニ違背シタルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第二十二條　本令ノ寄宿舍ノ管理ニ關スル規程ハ之ヲ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十三條　本令第十條、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十一條及第十六條ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舍ニ之ヲ適用セス

附　則

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條及第十三條ノ規定ハ本令施行後一年間、第二條、第七條、第八條及第十二條ノ規定ハ本令施行後二年間、第六條及第九條乃至第十一條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用ス

第三條及第十條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用ス

京都染物同業組合月報
第二百四十號
發行兼編輯人　新野貞恵
印刷人　森本理一郎
京都市新座敷竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七番

公示

◆公示第十二號

左記ノ者徒弟契約ヲ締結シタルモ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和二年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

諸色染部員岡村　留吉徒弟
〃　〃　園　政一
〃　〃　下村喜久一
友仙染部員田中　久吉〃
形彫部員　中川國太郎〃
小紋染部員荒木重太郎〃
諸色染部員河野清太郎〃

◆公示第十三號

左記ノ者延期期間中本月十五日迄走シタルニ付定款第十八條ニ基キ其旨公示ス

昭和二年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員河野　義夫弟
〃　園　政治
〃　〃　園　勝治

雜錄

◎前年度生産數量

統計の完全を期するも種々の事情あて容易に至難なりて得へ難きは年來の例なるが好不好を考慮し各部の生産數量は左の統計を得るも固より杜撰を免れざるものとす

昭和元年（大正十五年）度類別調査表

種類別	生産數量	生産價額	戸數
友仙染	一、二〇〇	六三、五四八	六六戸
模樣染	一四八、七二〇	七四三、六四八	一三一
小紋染	三五〇、二三四	八七五、五〇九	一七五
計	二、一一九、四七七	六、四〇八、八六六	九三一
引染	二六〇、四六六	五一〇、九五一	四四
諸色染	一、三二、一〇〇	三六八、七二〇	一一四
正紺染	一九三、一六八	一二四、四七八	五四
茶染	五五、五一〇	八二七、六八〇	一三三
紅染	四六八、〇〇〇	三五一、〇〇〇	四六
小計	二、七四四、三四	二、五六二、四七〇	四六〇
中形染	二四、七〇〇	九一、八〇〇	一七
絣縞染	二六五、三〇〇	九二、八五一	一五
更紗染	一四四、七六六	一一〇、八〇〇	一五
印シ染	二六、二〇〇	二〇七、三六〇	五三
機械染	一六六、五六六	一〇、〇〇五、六四一	二六
小計	一七、三九六、六七七	一〇、五〇八、八四五	二六
藍染	二四〇、一〇〇	二三五、一〇〇	二三
輸出染	四三〇、八六八	一、〇一〇、〇五九	八
小計	六七一、〇八六	一、二五五、一五九	三一
毛斯綸友仙染	一九七、九九九	五四四、三九七	八四
絹糸染	一四〇、四二七〃	八〇二、二五五	二九
綿糸染	九、一二三、九	一〇九、三六二	二四
小計	一九七、九九九	一、四四五、九一四	二七
合計	二三、〇七一、五五六	二、一六三、二二二	二、七五
晒	一六、四七七、九	二二、一六三、二二二	二、七五
染	白	三、九七七、二〇〇	三
洗	一五、一七〇	一五、一七〇	四七
練	二、〇八、七〇	六二、一六二	九二
糸	四、八五〇〃	五二、六五〇	九
灰汁	三、七〇〇	六七、二〇〇	六
柳	六〇八、八〇	九一〇、三二〇	三四
小計	七、七一四、四〇	一、九六六、六二一	三五
浸漬調整	四八、八五六〃	五四一、八三六	一九九
總計	二、八〇六、三一〇	五四一、八三六	一九九

◎防染糊發明特許　下京醒ケ井通佛光寺下ル糊置業堀部德三郎氏特許第七一八二九號を以て左の特許權を受けらる

明細書

真染防染法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ生ノ儘ノ澱粉ニ稀薄ナル「アルカリ」又ハ酸ノ存在ニ於テ「アオルムアルラヒード」ヲ作用セシメ無色澄明ナル膠狀態タラシメ之ニ糯粉ニ食鹽其他ノ吸濕劑並ニ水酸化「アルミニユム」ノ如キ「アルミニユム」化合物ヲ配合セル糊料ニ於テ布帛ニ防染膜ヲ形成セシムルコトヲ特徴トシ適宜ノ染料ニテ浸染シ後水洗脱糊スル方法ニ係リ其目的トスル所ハ防水ニ富ミ蓋染ニ耐エル防染膜ヲ簡單ニ形成セシメ且ツ有機性溶劑ヲ要セズシテ容易ニ脱糊セラレ輪廓鮮明ニシテ星色又ハ着色スル憂ナキ防染面ヲ形成セシムルニアリ

發明ノ詳細ナル説明

在來澱粉質ヲ主要成分トスル防染糊ハ水洗容易ナリト雖モ防水性乏シク蓋染スルトキハ染液ガ浸潤スル傾向アリ爲メニ輪廓鮮明ナル防染面ヲ設ケ或ハ堅牢ナル地染ヲ行ト難ク又油脂或ハ樹脂若クハ不溶性石鹸ヲ配合セルモノハ防水性ニ富メリト雖モ脱糊困難ニシテ有機性溶劑ト煩雜ナ手數トヲ要シ其加工費ヲ嵩ムルノミナラズ布帛面ニ幾分糊料殘留附着シ時日ノ經過スルニ從ヒ漸次黄色ヲ呈スル憂アリ本發明ハ馬鈴薯澱粉其他ノ澱粉ニ「アルカリー」性又ハ酸性トナセル「フオルマリン」液ヲ注加スルトキハ常温ニ於テ漸次膠化シ極メテ粘稠性强キ無色透明ナル飴狀ヲ呈スルヲ利用シ之ニ志願成分トシテ適當ナル染料ヲ配合シ其他ノ吸濕劑及ビ「アルミニユム」化合物ヲ配合シ防染糊ヲ調製シ其糊料ニ適當ナル膠狀體ヲ加フルハ容易ニ剝離シ全然其痕跡ヲ止メサルニ至ルベシ又食鹽ハ印花糊ノ乾燥膜ニ柔軟性ヲ附與シ龜裂ヲ生ゼシメザラシムル爲メニ使用スルニ外ナラズ今其實施ノ一例ヲ示セバ左ノ如シ

馬鈴薯澱粉五〇分ニ苛性曹達ニ依リ「アルカリー」性ヲ呈セシメタル「フオルマリン」溶液一〇〇分ヲ加ヘ或ハ澱粉ニ「フオルマリン」溶液ヲ注加セル後苛性曹達溶液ヲ數滴加ヘ之ヲ克ク攪拌混消シ常温ニ於テ靜置スルトキハ澱粉ハ漸次膠化シ無色澄明ナル膠狀体トナルヲ以テ之ニ糯粉三〇分食鹽四—五分ヲ加ヘ糊化セルモノト水酸化「アルミニユム」一分及鳶菖粉五分ヲ攪和シテ之ヲ防染糊トシテ布帛面ニ紋面又ハ模樣ニ應ジテ型紙等ニ依リ印花スルカ若ハ筆筆等ニテ書寫シ乾燥シ防染膜ヲ形成セシメ之ヲ常法ニ準ジ蒸染ヲ行ヒ水洗脱糊シ適宜ノ仕上ヲ施スモノトス

特許請求ノ範圍

前記ノ目的ヲ達スル爲メニ澱粉ヲ稀薄ナル「アルカリー」又ハ酸ノ存在ニ於テ「フオルムアルデヒード」ヲ作用セシメ生ゼル膠狀体ニ糯粉並ニ水酸化「アルミニユム」其他ノ「アルミニユム」化合物ヲ配合セル糊ニテ布帛ニ防染膜ヲ形成セシムルコトヲ特徴トシ之ヲ浸染スル蒸染防染法

附　記

一　前記ノ目的ヲ達スル爲メニ防染糊中ニ食鹽其他ノ吸濕劑並ニ鳶菖粉ヲ配合スル請求範圍ニ記載スル蒸染防染法

© Kyozomekai

◎友仙模様ビロード製造法　織物會

社長船坂八郎氏は特許第七〇九二號を以て左の發明に對し特許權を得らる

明細書

友仙模様紋天鵞絨製造法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ地ヲ動物性繊維ノ糸トシ毛ヲ人造絹糸又ハ其他ノ植物性繊維ノ糸トシ織成セル天鵞絨織物ノ裏面ニ炭化劑ニ耐ヘ且植物性繊維ニ染着セザル酸性染料又ハ酸性媒染々料ト「ロード」油其他ノ浸潤劑ヲ加ヘタル捺染糊ヲ以テ模様ヲ印花シ更ニ其裏面ヨリ抜染劑ヲ加ヘタル炭化防遮糊ヲ印花シ乾燥後複化亞鉛又ハ遊離複酸ヲ發生スベキ金属複化物ヲ加ヘタル糊液又ハ水溶液ヲ裏面ニ捺付シ加熱後揉摩水洗シテ糊分ト共ニ炭化劑ヲ加ヘタル部分ノ毛ヲ除去シ且除去セラルヽ以外ノ捺染模様ヲ抜染シテ成ル友仙模様紋天鵞絨製造法ニ係リ其ノ目的トスル所ハ紋天鵞絨ニ於テ毛ノ除去セラレタル部分ノミニ友仙模様ニ顕出セレメタル紋天鵞絨ヲ造リ肩掛其他ノ装飾織物トシテ適切ナラシメタルモノナリ

發明ノ詳細ナル説明

從來紋天鵞絨中ノ毛狀部ニ簡單ナル友仙式模様ヲ表ハシタルモノアルモ毛立ノ結果完全ニ顕出シ得ザルシ所ナリ然ルニ本發明ハ從來行ハレ、地ヲ動物性繊維トシ毛ヲ植物性繊維トセル天鵞絨織物ノ裏面ヨリ特殊ノ酸性染料又ハ酸性媒染々料假令ハ「アシッドバイオレット」「ミーリングエロウ」「ミーリングレッド」「ジヤーマンオレンヂ」ノ如キ炭化ノ際使用スル化學品ニ耐ヘ得ル染料ニシテ他面植物性繊維ニ染着セザル染料ヲ使用セル捺染糊ト且染料ノ吸收能ヲ増大セシムベク「ロード」油或ハ「テトラカーニット」ノ如キ吸收劑ヲ加ヘテ捺染シ染液ヲ表面ニ及ボシ兩面捺染トナラシメ然ル後「ロンガリット」其他ノ抜染劑ヲ加ヘタル炭化防遮劑ニテ印花シ乾燥後複化亞鉛又ハ其他ノ遊離複酸ヲ發生スベキ金属化物ヲ混ゼル印花糊又ハ其ノ水溶液ヲ捺付シ加熱後揉摩水洗シテ所要ノ毛ヲ炭化脱出スルト共ニ脱出以外ノ部分ノ捺染模様ハ抜染セシメ毛ノ脱出セザル部分ノミニ友仙模様ヲ顕ハシタルモノナリ

特許請求ノ範圍

本文所載ノ目的ニ依リ本文ニ詳記スル如ク動物性繊維ノ糸ノ地織ニ人造絹糸又ハ其他ノ植物性繊維ノ糸ニテ毛ヲ顕ハシタル天鵞絨織物ヲ造リ其ノ裏面ヨリ特殊ノ酸性染料又ハ酸性媒染々料假令ハ「アシッドバイオレット」「ジヤーマンオレンヂ」ノ如キ炭化劑ニ耐ヘ且植物性繊維ニ染着セザル染料ト「ロード」油ノ如キ染料浸潤劑ト混ジタル捺染糊ヲ以テ友仙模様ヲ印花スル工程ト仕上後抜染劑ヲ加ヘタル炭化防遮糊ヲ印花シ乾燥後複化亞鉛又ハ遊離複酸ヲ生成スベキ金属複化物ヲ混ジタル印花糊又ハ其ノ水溶液ヲ捺付スル工程ト之ヲ加熱揉摩水洗スル工程トノ組合ヲ特徴トシ毛ノ脱出セザル部分ノ友仙模様ヲ抜染シテ成ル友仙模様紋天鵞絨製造法

◎小紋染展覧會

部役員は部の事業として第一回染技術展覧會開催の計畫を立て其方法に就き之れ迄再三集會を催し協議する處ありしが彌よ八月二日八坂倶樂部に於て開催することに決定し目下其準備中にあり一般部員は熱中しあれば定めて盛會なるべき陳列委員として中塚岩次郎廣瀬　德田德二郎其鈴政正山岸好松其他四名を挙げ陳列は一切委員に嘱托し同會本方法ヲ實施スルニハ動物性繊維ノ糸ヲ地經及地緯ニ使用シ人造絹糸ヲ毛立糸ニ使用シテ織成セル天鵞絨織物ヲ造リ其裏面ヨリ型紙又ハ機械捺染ニ依リ「アシッドバイオレット」「ミーリングエロウ」「ミーリングレッド」「ジヤーマンオレンヂ」ノ如キ炭化劑ニ耐ヘ得ル酸性染料又ハ酸性媒染々料ヲ加ヘタル捺染糊ニ「ロード」油又ハ「テトラカーニット」ノ一「パーセント」ヲ加ヘタル糊ニ依リ印花ヲ施シテ一旦糊ヲ除去シ其ノ染着ヲ裏面ヨリ表面地部分ニ及ボス友仙模様ヲ顕ハシタルモノニ適量ノ「ロンガリット」ヲ加ヘタル炭化防遮糊ヲ以テ印花シ乾燥後複化亞鉛又ハ遊離複酸ヲ生成スベキ金属複化物約五パーセントヲ加ヘタル印花糊又ハ其ノ水溶液ヲ捺付シ乾燥後加熱シ揉摩精練水洗後乾燥セシタルモノナリ

© Kyozomekai

◎府工場衛生會費決算及豫算　各團体に屬する工場主を會員として組織せらるゝ工場衛生會に關する昭和元年度經費收支決算及昭和二年度經費收支豫算は左の通り去る總會に於て承認可決せられたり

昭和元年度京都府工場衛生會經費決算報告

一金千七百五拾圓九拾參錢也　歳入總額

一金千百拾九圓參拾錢也　歳出總額

差引金六百參拾壹圓六拾參錢也　昭和二年度へ繰越

昭和元年度京都府工場衛生會歳入出決算

歳入

科目	本年度決算額	本年度豫算額	増減
第一款　會費	一、六二〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	△八〇・〇〇
第二款　會費	一、六二〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	△八〇・〇〇
第一目會費	一、六二〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	△八〇・〇〇
第二款　繰越金	六二〇・七七	六二〇・七七	—
第一項繰越金	六二〇・七七	六二〇・七七	—
第一目繰越金	六二〇・七七	六二〇・七七	—
第三款　雜收入	三二〇・四六	三二〇・四六	—
第一項雜收入	三二〇・四六	三二〇・四六	—
第一目雜收入	三二〇・四六	三二〇・四六	—
合計	一、七二〇・九三	一、六二〇・〇〇	△八〇・九三

歳出

科目	本年度決算額	本年度豫算額	増減
第一款　事務費	二、六〇・六一	四〇〇・〇〇	△二六〇・六一
第一項書記手當	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇	—
第一目書記手當	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇	—
第二項雜　給	一四〇・〇〇	二二〇・〇〇	△一一〇・〇〇
第一目備　給	一四〇・〇〇	二二〇・〇〇	△一一〇・〇〇
第三項需要費	二二六・六九	二四〇・〇〇	△二六・三一
第一目通信運搬費	七七・九九	一二〇・〇〇	七二・〇〇
第二目消耗品費	一〇六・九	一二〇・〇〇	△四・一一
第三目備品費	三・八〇	一〇・〇〇	六・二〇
第四目印刷費	三二・〇〇	五〇・〇〇	△一七・〇〇
第二款　會議費	—	一六〇・〇〇	△一六〇・〇〇
第一項會議費	—	一六〇・〇〇	△一六〇・〇〇
第一目總會費	—	一五〇・〇〇	△一五〇・〇〇
第二目役員會費	—	一〇・〇〇	△一〇・〇〇
第三款　事業費	五六〇・六一	九一〇・〇〇	△三四九・三九
第一項講演會費	六〇・〇〇	二〇〇・〇〇	△一四〇・〇〇
第二項協議研究會費	—	一〇〇・〇〇	△一〇〇・〇〇
第一目協議研究會費	—	一〇〇・〇〇	△一〇〇・〇〇
第一目講演會費	六〇・〇〇	二〇〇・〇〇	△一四〇・〇〇
第二目パンフレット費	—	一〇〇・〇〇	△一〇〇・〇〇
第四項調査費	—	一〇〇・〇〇	△一〇〇・〇〇
第一目調査費	—	一〇〇・〇〇	△一〇〇・〇〇
第二目パンフレット費	—	二〇〇・〇〇	△二〇〇・〇〇
第四項調査費	—	一〇〇・〇〇	△一〇〇・〇〇
第一目調査費	—	一〇〇・〇〇	△一〇〇・〇〇
第五項衛生宣傳費	三二・〇〇	三五〇・〇〇	△三八〇・〇〇
第一目ポスター費	三二・〇〇	三五〇・〇〇	△三八〇・〇〇
第六項調査費	一二・〇〇	一〇〇・〇〇	一二・〇〇
第一目調査費	一二・〇〇	一〇〇・〇〇	一二・〇〇
第七項産業副産物會員撥費	五〇・〇〇	五〇・〇〇	—
第一目産業副産物會員撥費	五〇・〇〇	五〇・〇〇	—
第一目創立五周年記念會費	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	—
第一項創立五周年記念會費	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	—
第一目豫備費	二九・〇〇	二九・〇〇	—
第四款　豫備費	二九・〇〇	二九・〇〇	—
第一項豫備費	二九・〇〇	二九・〇〇	—
第一目豫備費	二九・〇〇	二九・〇〇	—
合計	一、六九〇・〇〇	一、六九〇・〇〇	△六四・三二

昭和二年度京都府工場衛生會歳入出豫算

歳入

科目	本年度豫算額	前年度豫算額	増減
第一款　會費	一、六二〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	△八〇・〇〇
第一項會費	一、六二〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	△八〇・〇〇
第一目會費	一、六二〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	△八〇・〇〇
第二款　繰越金	六二〇・七七	六二〇・七七	—
第一項繰越金	六二〇・七七	六二〇・七七	—
第一目繰越金	六二〇・七七	六二〇・七七	—
第三款　雜收入	三二〇・〇〇	三二〇・〇〇	—
第一項雜收入	三二〇・〇〇	三二〇・〇〇	—
第一目雜收入	三二〇・〇〇	三二〇・〇〇	—
合計	二、七九〇・〇〇	二、七九〇・〇〇	—

歳出

科目	本年度豫算額	前年度豫算額	増減
第一款　事務費	一、六二〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	△八〇・〇〇
第一項書記手當	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇	—
第一目書記手當	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇	—
第二項雜　給	二二〇・〇〇	二二〇・〇〇	—
第一目備　給	二二〇・〇〇	二二〇・〇〇	—
第三項需要費	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	—
第一目通信運搬費	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇	—
第二目消耗品費	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇	—
第三目備品費	一〇・〇〇	一〇・〇〇	—
第四目印刷費	五〇・〇〇	五〇・〇〇	—
第二款　會議費	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	—
第一項會議費	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	—
第一目總會費	一五〇・〇〇	一五〇・〇〇	—
第二目役員會費	一〇・〇〇	一〇・〇〇	—
第三款　事業費	九一〇・〇〇	九一〇・〇〇	—
第一項講演會費	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	△二〇〇・〇〇
第二項協議研究會費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	—
第一目協議研究會費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	—
第一目講演會費	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	—
第二目パンフレット費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	—
第四項調査費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	—
第一目調査費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	—
第五項衛生宣傳費	三五〇・〇〇	三五〇・〇〇	—
第一目ポスター費	三五〇・〇〇	三五〇・〇〇	—
第六項調査費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	—
第一目調査費	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	—
第七項産業副産物會員撥費	五〇・〇〇	五〇・〇〇	—
第一目産業副産物會員撥費	五〇・〇〇	五〇・〇〇	—
第四款　豫備費	二九・〇〇	二九・〇〇	—
第一項豫備費	二九・〇〇	二九・〇〇	—
第一目豫備費	二九・〇〇	二九・〇〇	—
合計	二、六九〇・〇〇	二、六九〇・〇〇	△九六〇・〇〇

第一目講演會費　二〇〇・〇〇　二〇〇・〇〇　△二〇〇・〇〇
第二項協議研究會費　一〇〇・〇〇　一〇〇・〇〇　△一〇〇・〇〇
第一目協議研究會費　一〇〇・〇〇　一〇〇・〇〇　△一〇〇・〇〇
第三項衛生宣傳費　三五〇・〇〇　三五〇・〇〇　△三五〇・〇〇
第一目ポスター費　三五〇・〇〇　三五〇・〇〇　△三五〇・〇〇
第二目パンフレット費　二〇〇・〇〇　二〇〇・〇〇　△二〇〇・〇〇
第四項調査費　一〇〇・〇〇　一〇〇・〇〇　△一〇〇・〇〇
第一目調査費　一〇〇・〇〇　一〇〇・〇〇　△一〇〇・〇〇
第五項衛生宣傳費　三五〇・〇〇　三五〇・〇〇　△三五〇・〇〇
第一目ポスター費　三五〇・〇〇　三五〇・〇〇　△三五〇・〇〇
第六項調査費　一〇〇・〇〇　一〇〇・〇〇　△一〇〇・〇〇
第一目調査費　一〇〇・〇〇　一〇〇・〇〇　△一〇〇・〇〇
第七項産業副産物會員撥費　五〇・〇〇　五〇・〇〇　—
第一目産業副産物會員撥費　五〇・〇〇　五〇・〇〇　—
第四款　豫備費　二九・〇〇　二九・〇〇　—
第一項豫備費　二九・〇〇　二九・〇〇　—
第一目豫備費　二九・〇〇　二九・〇〇　—
合計　二、六九〇・〇〇　二、六九〇・〇〇　△九六〇・〇〇

◎青年會辯論部

諸色染部の組織せる染色青年會幹論部は馬場安次郎氏其牛耳を採り毎月例會を開く豫定なるが本月八日午後七時より組合事務所に於て開催し當日は陸軍少將村田次郎氏講話あり現代青年の戒務なる演題にて青年の弊習を挙げ之を矯正し更に進路を拓きて活動の迅速ならん事を切實に布演せられ大に人心を鼓舞せられたり次て試驗場長淺井治吉氏の化學上に就ての講話を試みられ之れ亦當業者をして化學智識を涵養する必要を感せしめたり

◎友仙部役員會

去る九日役員會を開催し現時當業者の營業狀態は不況の極點に達したるより從來實行し來りたる規約も決議も殆んど無視せられ自由の行動を採るに至りたる結果は染價の如きは無地染にも及ばず殆んど友仙染其物の眞價を墜落せしむるが如き諸種の弊害を釀成し爲めに收拾すべからざる實情なるに反し一方原料品の低落を見ず又職工は不況の如何に拘はらず賃錢の値上げを要求するは生活の安定を圖る上に於ては已むを得ずとするも要求せらるゝ工場主は迷惑を感ぜざるを得ない境遇にあるから之を緩和するの策を立てざるべからず依て此際染價を云爲するは順當とは認めざるも混亂せし染價を統一し一定標準を示して今後の注文品に對し之に據らしめ幾分なりとも之が目的に近かづかしむる方法を採ることを決議し近々發表する筈なり

◎京都染物同志會

去る七月十三日の定例會に於て日本染料製造株式會社技師小辻源次郎氏の講演を聞き會員一同大いに悟する所ありしを以て其の講演の概要を此に記載し廣く組合員に發表して參考に供せんとす即ち

わが國には昔から染料としては藍とその他數種の植物染料が產出したばかりであつて、時代の進展と共に到底これ等のみでは國內の需要を滿たすことが出來ないから、コールタール染料は勿論のこと、藍やログウト等の植物染料の大部分をも輸入して居つたのであります。ところが大正三年八月に起つた歐洲大戰は、當時殆んど世界全体のコールタール染料、唯一の源泉であつた獨逸からの染料供給を杜絶したので、わが國の如き專らこれに依つて居つた國は非常な缺乏を訴へ、染料の市價は翌然數十倍の暴騰を示したのであります。かゝる時に際し、この染料飢饉を救濟せずして拱手大戰の終熄を待たんか、わが國染色工業が次いで致命の危きに陥するのは火を見るよりも明かなことであります之を憂ふると共に又他方に於て、染料工業は即ちコールタール工業であつて化學工業全般の基礎をなし、同時に國防上重大なる火藥工業とは兄弟の親しみを持つものであるから、之を獨立せしめ、わが國が需要する染料の自給自足を計ることはわが國にとつては緊切であるとの意が政府當局と民間有志の間に一決し、大正四年十月、法律第十九號を以て染料醫藥品製造奬勵法が發布せられ、これに基づいて政府の補助の下に一の國家的染料製造工場を設立することゝなり、かくて生れたのがこの日本染料製造株式會社であります。會社は前述の奬勵法により向ふ十ケ年間政府から年八朱の配當保證と缺損の補給の下に大正五年二月廿五日、八百萬圓の資本金を以て創立せられ、先づ東京市に本店を置き五月、工場を現在の地にし、七月、染料の研究並に試製を開始し、次で工場の建設に伴つて製品の種類並に數量を增加して行きました。大正七年一月、本店を現在の地に移し爾來、製造能力、技術共に日進月歩の有樣で、大正十四年十月、政府からの補給が滿了した後は獨立獨行、以て國產染料の自給自足の大目的のために努力して居る次第であります。而して現在に於ては我が國が需要する主なる染料の、種類も數量も共に過半を供給するに至りました。卽ち

コールタール染料　一、二〇〇、〇〇〇瓩
（但シ硫化黑色染料を除く）
五七〇、〇〇〇瓩

アニリンソルト
直接染料
クリソフエニン　エキストラコンク
ニツポン　オレンジ　G　コンク
〃　〃　R　〃
〃　〃　RT
〃　〃　〃
ジヤパノールカツプリングオレンジコンク
〃　〃　〃　Nコンク
コンゴ　レツト
ベンゾパープリン　4B　コンク
ニツポン　スカレツト　B
ニツポン　スカイブルー　エキストラコンク
〃　〃　BR
ニツポン　ブルー　コンク
デヤパノールコツパーブルー　2B　コンク
ニツポングリーン
ニツポンダークグリーン
ニツポン　ブロン
〃　〃　〃
〃　〃　〃
ニツポン　カテチン
ジヤパノール　ブロン
〃　〃　〃
ジヤパイルクロームブロン
〃　〃　〃
ジヤパノールカツプリングブロンV
〃　〃　NO
ニツポン　コリンス
ジヤパノールバイオレツトエキストラ
〃　〃　R
ニツポンデーブラック
〃　〃　〃　エキストラ　コンク
ジヤパノール　ブラック　BHコンク
硫化染料
ニツポン　ブルー　UR
ニツポン　インジゴ
ニツポン　ブラウン　2G
塩基性染料
オーラミン
ローダミンB　エキストラ　スペツシヤル
〃　G　エキストラ
チフラニンT
ビスマーク　ブロウン　G
〃　〃　R
メチレン　ブルー　コンク
〃　〃　FZ
ビクトリヤブルー　Bコンク
マラカイト　グリン
酸性染料
キノリンエロー　エキストラ
メタニールエロー
ジヤーマン　オレンジ
シルイ　スカーレツト

© Kyozomekai

ソーラー スカレット 3XN
ロクセリン NS コンク
ソーラー ルビン エキストラ
ソーラー ブラウン G
ナフチラミンブラウン
ソーラーブルーブラック エキストラコンク
ソーラー ブラック SR
酸性媒染々料
サンクロミン エロー M
サンクロミンブラック F
サンクロミン ブルー BR
ナフトール染料
ナフトイド AS
スカーレフト ベース NSP
ガーネフト ベース HSA
其他數種、顔料及び中間物等

以上の如くでありますが益々研究致しまして外國品より以上の製品を作りたいと思つてゐます、現今にても米國品とは優るとも決して劣れるものでないと云ふ事は自他共に許す樣になりました、然れども吾工業者の習慣として國產品を愛用する事は實際に於て困難な事でありまして外見上のみにても外國品を使用するのが便利上利益と云ふ頑底に盛染せられつゝある日本國民には自信ある品をお進めしても使用せられる工場は少いのですから此れならよいと知りつゝお勧めしても使われない事が多々あります、又同等品なれば內地品を使用せられたならば宜敷と思つてゐても全然省みる人が少ない徒に外國品に沈湎して居るから染料商が日染製品と云わずに外國品の如く裝ひて賣られてゐるも之を鑑別能力がないからであります、日染のデープブラックの如きものにても樽代を出して詰め代へてもその方がよく賣れると云ふ事です、其れは普使用者も染料商も惡いのでありまして今後は日染の元封の儘取引せられん事をお進めいたします、[illegible]

ましたならば御注意下さいますれば直に研究する事とし彼互協同の利益を得たいと思ふのであります、京都は日本に於て第一の染料消費地でありますから他に率先して日染のものを使用せられん事を希望いたします、之れは決して會社其ものゝ利益を思ふ譯けではありません當業者の利益も少なからず延ひては邦家經濟の上に多大の影響あるものと信じます。云々

染色記事

染色上有望なる「アクチビン」

獨逸國バイルゴス ラデビウル化學會社の製造する水に可溶性の白色粉末にして其化學名はパラ・トルエン・サルホクロルアマイドの曹達鹽なり

$CH_3C_6H_4NO_2N(Cl)Na+3H_2$

の如き化學組織を有し欧洲大戦中クロラミンTと稱し防腐劑として重要せりしものなり

アクチビンを造るにはパラ、サルホンアマイドと漂白粉を混合し其複分解によりて生ずる溶液より析出せしめし物、二十五%の有効塩素を含む。最近バイエル會社が英國にて特許（二四一、五八〇）を取りし製造方法の一例は漂白粉（有効塩素六二、一%を含む）二二、九分とトルエン・パラ・サルホンアマイド三四、四分を密に混合したものなり。冷水はアクチビン十五%を溶解し其溶液は酸化せらるゝ性質の物を存在せざれば沸騰するも分解せず此性質は過硼曹達の如き酸化剤と異なる所にして例へば一立中有効塩素〇、五瓦を含有するに相等せるアクチビン溶液と同樣の過硼酸曹達溶液を造り各十五分間沸騰せしに前者は漂白力の一%を失ひしに後者は其全部を消失したり。

溶液がアルカリー性なる時安定にして酸性となればパラ・トルエン・サルホンクロールアマイドを析出し此物は水に難溶性なるが故に[illegible]

は白濁を生ずべし。石鹸液と混合するに石鹸が遊離脂肪酸を含まざれば安定を保ち洗濯に共用し得

木綿の漂白に用ひて有効

アクチビンの漂白力は漂白粉の如く急剤に作用せざるを以て酸化纖維素の生ずる恐れ少なく其稀薄液を用ふれば例に沸騰に於て相當時間所理を施すも彈力及强力の減少は僅微なり。此然液所理を行ひ得るは漂白木綿が貯藏中往々黄變するを防ぐに効あり而して漂白後の溶液は尚有効分を過分に殘存するは他の漂白剤と異なる所にして職績浴となし得る所以なり

人造絹糸の漂白に用ふ

アクチビンは上述の如く作用緩和なるを以て光澤及强力を傷ふことなく漂白を得べし。即ち三瓦のアクチビンを一立の水に溶解し五cc.の醋酸又は蟻酸（五〇%）を加ふれば多少濁るべし、是を攝氏六十—七十度とし人絹を浸漬約三十分後酸性亞硫酸曹達溶液に通じ水洗す

可溶性糊の製造に應用す

アクチビンは澱粉を可溶性澱粉と爲す作用あるを以て仕上糊又は經糸糊を造るに應用し得べし

仕上糊の一例を示せば

一〇〇〇〇瓦 玉蜀黍澱粉
一〇〇瓦 アクチビン
二〇瓦 曹達灰
八〇立 水

を混合約十五分間煮沸し

四立 石鹸液（一〇%溶液）
一立 ロード油

を添加して成る糊は色物の仕上糊として用ひ得

糊抜剤として應用す

アクチビンが澱粉を可溶性ならしむる作用を應用して織物の糊抜剤として使用す。普通此目的に用ひらるゝサスターゼと類似の如く[illegible]

限を受くることなく冷熱に拘らず使用し得べし其生成物はジャスターゼ類の如くデキストリン及葡萄糖にまで變化を及さず。且漂白作用も併せ行ふを得べし、例へば水一立中にアクチビン三—五瓦を加へ溶解し沸點近くに於て一時間所理、水洗すれば糊抜と同時に漂白せられ直ちに染色を行ひ得る

建染々料色糸入布の精練に

建染々料にて染色したる色糸入の織物を精練するに當り苛性ソーダ、石鹸類を用ひ高壓鍋中に煮沸し或は釜取に行に往々生地の汚染を見る是れを防ぐ爲各種の精練方法及藥品の添加を案出せられたり、（アクチビンの使用も亦一方法に數へらる即ち苛性曹達溶液の〇、二%に相等するアクチビンを添加して精練を施すなり

捺染に應用する

毛布捺染の準備工程クロリネシヨンを行ふに漂白粉溶液の代用となす一瓦のアクチビンと鹽酸（トリドル三十度）五cc.を水一〇〇〇立に溶解したる冷液に一—三十分間所理し水洗一%次亞硫酸曹達溶液に通ずるなり

木綿捺染物を水洗後充分ならずして生地の硬くなること屢々あり又白地の汚染を來たすは塩基性染料又は建染々料などの捺染に於て普通見る所なり[illegible]場合其軟化及清淨の目的にて水一〇〇〇立に凡二〇〇瓦のアクチビン及同量の鹽酸を加へたる温液に通ずるなり。盤素に强き染料を使用するものには、尙濃厚なる溶液を爲すこと可なり。其他建染々料にて捺染後酸化を行ふ必要あるものには酸化剤として使用す

洗濯に石鹸と共に應用す

アクチビンが石鹸と共に使用し得ることは既述せし如し、清淨を共に漂白作用を兼ね行ひ且殺菌力强きを以て病院の洗濯物などに使用して

京都染物同業組合 月報
第二百四十一號
發行兼編輯人 新野貞慈
印刷人 森本理一郎
京都市釜座通竹屋町下ル
發行所 京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第十四號

左記ノ者徒弟契約ヲ歸結シ登記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和二年八月

京都染物同業組合
組長 八木伊三郎

染色拔部員	永井	源治
〃	〃	徒弟
同	岡田	廣吉
〃	〃	〃
友仙染部員	野田	耕之助
糊盡部員	西川	九良兵衛
友仙染部員	高田	かね
糊盡部員	西川	九良兵衛
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ檢査ノ時ノ原料ノ性質及數量ニ依リ之ヲ徴收ス

前項但書ノ場合ニ於テハ徴收スヘキ輸入税ノ外命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ利子ニ相當スル金額ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ徴收スル金額ハ之ヲ輸入税ト看做ス

第六條　保税工場ノ貨物藏置期間ハ移入許可ノ日ヨリ一年トス但シ税關長ハ特別ノ事由アリト認ムル場合ニ於テハ更ニ一年ヲ超ヘサル期間内ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ期間ハ他ノ保税工場ヨリ移入シタル貨物ニ付テハ最初ノ移入許可ノ日ヨリ之ヲ計算ス

第七條　税關官吏ハ取締上必要アリト認ムルトキハ保税工場ニ出入スル者ノ身邊搜索ヲ爲スコトヲ得

第八條　私設保税工場ヲ設置セントスル者ハ税關長ノ特許ヲ受クヘシ

第九條　私設保税工場ノ使用規則及使用料ハ税關長ノ認可ヲ受ケタ之ヲ定ムヘシ

第十條　保税倉庫法第五條ノ二、第九條ノ二、第九條ノ三、第十九條、第二十條及第二十五條乃至第三十條ノ規定ハ保税工場ニ之ヲ準用ス

第十一條　關税法第三條中收容ニ關スル規定並同法第四十七條、第四十八條及第五十條乃至第五十二條ノ規定ハ本法ニ依リ收容シタル貨物ニ之ヲ準用ス

第十二條　第二條又ハ第四條ノ規定ニ違反シテ作業ヲ爲シタル者ハ參百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一、許可ヲ受ケスシテ保税工場ニ貨物ヲ移入シ又ハ保税工場ヨリ貨物ヲ移出シタル者

二、第七條ノ搜索又ハ第十條ニ於テ準用スル保税倉庫法第二十五條ノ檢査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者

三、認可ヲ受ケタル使用規則ニ依ラスシテ保税工場ヲ使用セシメ又ハ認可ヲ受ケサル使用料ヲ徴シタル者

第十四條　第十二條第一項及第二號ノ使用料ハ貨物ノ移出ノ際之ヲ納付シ同項第三號ノ使用料ハ一月毎ニ之ヲ納ムヘシ

第十五條　私設保税工場ノ設置ハ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ地區ノ位置、面積、建設物ノ構造、棟數、坪數、作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類並ニ其年限ヲ記シタル書面ニ地區工場及其ノ附近ノ圖ヲ添付シ所轄税關長ニ出願スヘシ但シ職人會社ナルトキハ其ノ會社ノ登記簿本ヲ添付スヘシ

他人ヲシテ使用セシムヘキ私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケントスル者ハ之ヲシテ特許ノ出願ト同時ニ使用規則及使用料ノ認可ノ申請ヲ爲スヘシ

第十六條　保税工場ニ於テ其他貨物ニ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造ヲ爲ントスル者ハ其ノ作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類並ニ其年限ヲ記シタル書面ニ地區工場及其ノ附近ノ圖ヲ添付シ所轄税關長ニ出願スヘシ但シ職人會社ナルトキハ其ノ會社ノ登記簿本ヲ添付スヘシ

他人ヲシテ使用セシムヘキ私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケントスル者ハ之ヲシテ特許ノ出願ト同時ニ使用規則及使用料ノ認可ノ申請ヲ爲スヘシ

第十五條　私設保税工場ニ於テ其他貨物ニ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造ヲ爲ントスル者ハ其ノ作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類並ニ其年限ヲ記シタル書面ニ地區工場及其ノ附近ノ圖ヲ添付シ所轄税關長ニ出願スヘシ但シ職人會社ナルトキハ其ノ會社ノ登記簿本ヲ添付スヘシ

他人ヲシテ使用セシムヘキ私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケントスル者ハ之ヲシテ特許ノ出願ト同時ニ使用規則及使用料ノ認可ノ申請ヲ爲スヘシ

第十六條　保税工場ニ於テ其他貨物ニ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造ヲ爲ントスル者ハ其ノ作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類並ニ其年限ヲ記シタル書面ニ地區工場及其ノ附近ノ圖ヲ添付シ所轄税關長ニ出願スヘシ

第十七條　私設保税工場ノ特許期限ハ特許ノ日ヨリ二年以内トス特許期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

但シ其ノ期限ハ更新ノ日ヨリ二年以内トス

第十八條　私設保税工場ノ地區ノ面積若ハ建設物ヲ增減シ又ハ建設物ヲ改築シ若ハ其ノ構造ヲ變更セントスルトキハ税關長ノ承認ヲ受クヘシ建設物ヲ修繕シ又ハ其ノ造作ヲ變更セントスルトキ亦同シ

前項ノ建設物ノ改築若ハ構造ノ變更又ハ其ノ增減ノ承認ヲ受ケタル者ハ工事落成ノ際税關ニ屆出テ其ノ建設物ノ檢査ヲ受クヘシ

第十九條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者特許期限内ニ廢業セントスルトキハ其ノ旨豫メ税關長ニ屆出ツヘシ

第二十條　私設保税工場設置ノ特許消滅シタル場合ニ於テ其ノ業務ヲ引繼カントスル者ハ第十五條ノ規定ニ準據シ税關長ニ出願スヘシ

第二十一條　私設保税工場ノ作業ノ種類又ハ作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類ヲ變更セントスルトキハ税關長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條　私設保税工場又ハ其藏置貨物ニ異狀アルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ税關ニ屆出税關官吏ノ臨檢ヲ受クヘシ

第二十三條　私設保税工場ノ藏置貨物盜難ニ罹リ又ハ紛失シタルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ貨物ニ對スル輸入税ヲ納付スヘシ

第二十四條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタルモノハ防火設備其ノ他藏置貨物ノ保全上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十五條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ税關長ノ指揮ニ從ヒ貨物ノ檢査上必要ナル場所ヲ設ケ其ノ他適當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十六條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ貨物ノ檢査ニ關シ一切ノ利便ヲ與フル義務アルモノトス

第二十七條　私設保税工場ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其ノ鑰一箇ハ之ヲ税關ニ預クヘシ

第二十八條　私設保税工場ヲ閉鎖シ又ハ貨物ノ出入ヲ爲ストキハ税關吏ノ立會ヲ受クヘシ

第二十九條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ業務ニ從事スル者ノ氏名ヲ税關ニ屆出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第三十條　官設保税工場内ニ於テ貨物ノ取扱ニ當リ優秀ナル御出品相成リタメニ斯業ノ參考上稗益ヲ享ケシ事多大ナリ依テ茲ニ感謝ノ意ヲ表シ記念狀ヲ附呈ス

昭和二年八月二日

京都染物同業組合

第二條　私設保税倉庫ノ庫主ハ其ノ保管スル貨物ノ檢入税ニ付一切ノ責任ヲ有ス

第二十五條　當該官吏ハ監督上必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ私設保税倉庫ノ貨物又ハ帳簿書類ヲ檢査スルコトヲ得其ノ貨物運搬中ニ在ルモノハ其ノ所在ニ就キ檢査ヲ爲スコトヲ得

第二十六條　私設保税倉庫營業ノ特許ハ左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス

一、庫主其營業ヲ廢シタルトキ

二、庫主死亡シタルトキ

三、庫主破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四、特許ノ期限滿了シタルトキ

五、主務大臣ニ於テ特許ヲ取消シタルトキ

第二十七條　私設保税倉庫營業ノ特許消滅シタルトキハ税關長ハ其ノ旨ヲ公告シ貨主ヲシテ指定ノ期限内ニ其ノ藏置貨物ノ處分ヲ爲サシムヘシ但シ前營業者ノ業務ヲ引繼クカ爲ニ特許消滅後一ケ月以内ニ營業ノ特許ヲ出願スル者アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ指定期限ヲ過クルモ貨主其ノ貨物ノ處分ヲ爲サヌルトキハ税關長ハ之ヲ官設保税倉庫又ハ他ノ私設保税倉庫ノ保管ニ移スヘシ

前項庫移ノ費用ハ貨主ノ負擔トス

第二十八條　營業特許ノ消滅シタル私設保税倉庫ノ庫主又ハ其ノ相續人ハ其藏置貨物ノ引取又ハ庫移ノ了ル迄ハ私設保税倉庫ニ關スル一切ノ義務ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十九條　第二十七條第二項ニ依リ藏置貨物ノ庫移ヲナシタルトキハ貨主ハ其ノ保税倉庫ニ於ケル諸費ノ規則慣例ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

第三十條　左ノ場合ニ於テハ税關長ハ營業ノ特許ヲ取消スコトヲ得

一、業務ニ關スル法律命令ニ違背シタルトキ

二、庫主檢入税ノ負擔ニ堪ヘサルノ疑アルトキ

三、庫主禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

保税工場法施行規則

第一條　保税工場ニ貨物ヲ移入セントスルトキハ其ノ旨ヲ税關ニ屆出テ其ノ承認ヲ受クヘシ

第三十一條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ屋人及其ノ使用スル人夫ニシテ保税工場ノ構内ニ出入スル者ニ對シ相當ノ取締ヲ爲スヘシ

第三十二條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ貨物ニ關スル帳簿ヲ設ケ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、保税工場ニ移入シタル貨物ノ記號、番號品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格及移入ノ年月日

二、改裝仕分其ノ他ノ手入ヲ爲シタル貨物及之ニ使用シタル貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量、價格、手入ノ種類及檢査濟ノ年月日

三、加工又ハ製造ノ原料ニ使用シタル貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量及價格

四、加工又ハ製造シタル貨物並副產物ノ品名數量及檢査濟ノ年月日

五、保税工場法第五條第一項但書ノ規定ニ依リ課税セラレタル貨物ニ在テハ其ノ品名箇數、數量、價格及其ノ原料ニ使用シタル貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量及價格

六、保税工場ヨリ移出シタル貨物ノ記號、番號、品名、内外國貨物ノ區別、箇數、數量價格、移出ノ目的及移出ノ年月日

第三十三條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ税關ノ要求アルトキハ何時ニテモ其ノ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲スヘシ

第三十四條　保税工場法第十條ニ於テ準用スル保税倉庫法第二十七條ノ公告ハ當該税關ニ掲示スル外三日以上官報ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第三十五條　官設保税工場ニ藏置シタル貨物ニ係ル運搬費其ノ他貨物取扱ノ費用ニシテ税關ニ辨償スヘキモノハ貨物移出ノ際之ヲ納付スヘシ

第三十六條　税關官吏ハ貨物ノ加工又ハ製造ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

ニ拠出シタル者ハ其ノ貨主ヨリ費ノ返還ヲ請フ權利ヲ有ス

第十一條　保税工場法第六條第一項但書ノ規定ニヨリ貨物藏置期間ノ延長ヲ申請セントスルトキハ第八號樣式ニ依リ藏置期間延長申請書ヲ税關ニ提出シ許可ヲ受クヘシ

第十二條　官設保税工場ヲ使用スル者ハ左ノ使用料ヲ納付スヘシ

一、重量ニ依リ輸入税ヲ賦課セラルヘキ貨物

五十斤迄毎ニ一月貳錢

二、前號以外ノ貨物

一立方尺迄毎ニ一月貳錢

三、土地又ハ建物ヲ專用スル者

一坪迄毎ニ一月[illegible]

前項第一號及第二號ノ使用料ハ徴收上便宜ト認ムルトキハ第二號ノ定ニ拠ル第一號ノ貨物ニ第一號ノ定率ヲ第二號ノ貨物ニ適用スルコトヲ得

第一項第三號ノ使用料ハ保税工場ノ狀況其ノ他ノ事情ニ依リ特ニ必要アルトキハ之ヲ低減スルコトヲ得

第十三條　一月未滿ノ使用料ハ十五日迄ハ半月分ヲ十五日超ユルトキハ一月分ヲ徴收ス

第十四條　第十二條第一項第一號及第二號ノ使用料ハ貨物ノ移出ノ際之ヲ納付シ同項第三號ノ使用料ハ一月毎ニ之ヲ納ムヘシ

第十五條　私設保税工場ノ設置ノ特許ヲ受ケントスル者ハ其ノ地區ノ位置、面積、建設物ノ構造、棟數、坪數、作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類並ニ其年限ヲ記シタル書面ニ地區工場及其ノ附近ノ圖ヲ添付シ所轄税關長ニ出願スヘシ但シ職人會社ナルトキハ其ノ會社ノ登記簿本ヲ添付スヘシ

他人ヲシテ使用セシムヘキ私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケントスル者ハ之ヲシテ特許ノ出願ト同時ニ使用規則及使用料ノ認可ノ申請ヲ爲スヘシ

第十六條　保税工場ニ於テ其他貨物ニ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造ヲ爲ントスル者ハ其ノ作業ノ種類及其ノ作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類並ニ其年限ヲ記シタル書面ニ地區工場及其ノ附近ノ圖ヲ添付シ所轄税關長ニ出願スヘシ

第十七條　私設保税工場ノ特許期限ハ特許ノ日ヨリ二年以内トス特許期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

但シ其ノ期限ハ更新ノ日ヨリ二年以内トス

第十八條　私設保税工場ノ地區ノ面積若ハ建設物ヲ增減シ又ハ建設物ヲ改築シ若ハ其ノ構造ヲ變更セントスルトキハ税關長ノ承認ヲ受クヘシ建設物ヲ修繕シ又ハ其ノ造作ヲ變更セントスルトキ亦同シ

前項ノ建設物ノ改築若ハ構造ノ變更又ハ其ノ增減ノ承認ヲ受ケタル者ハ工事落成ノ際税關ニ屆出テ其ノ建設物ノ檢査ヲ受クヘシ

第十九條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者特許期限内ニ廢業セントスルトキハ其ノ旨豫メ税關長ニ屆出ツヘシ

第二十條　私設保税工場設置ノ特許消滅シタル場合ニ於テ其ノ業務ヲ引繼カントスル者ハ第十五條ノ規定ニ準據シ税關長ニ出願スヘシ

第二十一條　私設保税工場ノ作業ノ種類又ハ作業ニ使用スヘキ貨物ノ種類ヲ變更セントスルトキハ税關長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條　私設保税工場又ハ其藏置貨物ニ異狀アルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ税關ニ屆出税關官吏ノ臨檢ヲ受クヘシ

第二十三條　私設保税工場ノ藏置貨物盜難ニ罹リ又ハ紛失シタルトキハ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ貨物ニ對スル輸入税ヲ納付スヘシ

第二十四條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタルモノハ防火設備其ノ他藏置貨物ノ保全上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十五條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ税關長ノ指揮ニ從ヒ貨物ノ檢査上必要ナル場所ヲ設ケ其ノ他適當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十六條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ貨物ノ檢査ニ關シ一切ノ利便ヲ與フル義務アルモノトス

第二十七條　私設保税工場ニハ二重鎖鑰ヲ設ケ其ノ鑰一箇ハ之ヲ税關ニ預クヘシ

第二十八條　私設保税工場ヲ閉鎖シ又ハ貨物ノ出入ヲ爲ストキハ税關吏ノ立會ヲ受クヘシ

第二十九條　私設保税工場設置ノ特許ヲ受ケタル者ハ其ノ業務ニ從事スル者ノ氏名ヲ税關ニ屆出ツヘシ其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第三十條　官設保税工場内ニ於テ貨物ノ取扱ニ當リ優秀ナル御出品相成リタメニ斯業ノ參考上稗益ヲ享ケシ事多大ナリ依テ茲ニ感謝ノ意ヲ表シ記念狀ヲ附呈ス

昭和二年八月二日

京都染物同業組合

本令ハ昭和二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十五年大藏省令第十八號ハ之ヲ廢止ス

（樣式省略）

◎第一回小紋染展覽會

同部々長改選以來部業務の刷新を圖り鋭意事業の進行を期し部長德田德三郎副部長其鍋政正出納役山岸好松の三氏の外部役員として見玉勘六川瀨仁三郎安田德三郎長谷川健一中野彌兵衛宮部善藏松森宗三郎小野次郎高木嘉太郎大杉宗助三宅喜八多田友次郎の諸氏就任以來再三集議し部事業として行ふべきものは本業の振興策とし第一着に當業者の製品を蒐集し陳列會を開き一般公衆の縱覽を許し小紋染の實質を知らしめ製品に就ての批評を求めて之を參考資料とし斯業の向上を圖るべく議を決し更に之れが委員として小川惣次郎小林鶴三郎田中庄次郎大村傳次郎大西百三郎佐竹寅吉尾賀儀助吉田牢次郎西田岩吉矢田新太郎辻德松外に前正副部長中塚岩次郎廣瀨久次郎の諸氏を擧げ之れが開設に關する諸設備を囑托し其準備なると共に八月二日祇園八坂倶樂部に於て開催せり陳列品は四百六十點此出品人百二十人陳列法は種類別とし之を四室に配置せり出品は何れも獨特の技術を施したることゝて見劣りたるものゝある筈なくいづれも優秀の技を發揮せり當日は午前八時より午後四時迄を縱覽時間としたるに縱覽人は午前七時より開門を待ち時間の至るを待つの景況を呈し閉會時間に至るもなほ入場を絶たざる有樣にて無慮八千人の多數縱覽者ありしは近來此種の諸會に於て見ざる處にして當業者も大に役員の勞を多とし感謝し居れり尙は京都染物同業組合よりは出品人各自に左の記念狀を贈附せり

記念狀

第一回小紋染陳列會開催に當り優秀ナル御出品相成リタメニ斯業ノ參考上稗益ヲ享ケシ事多大ナリ依テ茲ニ感謝ノ意ヲ表シ記念狀ヲ附呈ス

昭和二年八月二日

京都染物同業組合

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

第二百四十二號

發行兼編輯人　新野貞恵
印刷人　森本理一郎
京都市岩庫通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

建染々料に就て

建染々料は「堅牢染色を指るべき材」と同意語の如く解せられてゐるの觀あるが必らずしも然らず或るものは日光に弱けれども強白に曝く又反對に漂白に堪へざるも日光に極めて堅牢なるものがあり又總てに堅牢とゝへるものもあるが普通の染料につき其例を示ふば

染料名	日光堅牢度	漂白粉	硫酸	苛性曹達	重曹	アルコール	酸
レベーブルー　B	一	一	一	一	一	一	一
〃　G	一	一	一	一	一	一	一
アルゴールブルー　3G	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレンブルー　RJ	一	一	一	一	一	一	一
〃　G	一	一	一	一	一	一	一
〃　BC	一	一	一	一	一	一	一
〃　CD	一	一	一	一	一	一	一
〃　CS	一	一	一	一	一	一	一
ヒドロンブルー　R	一	一	一	一	一	一	一
〃　G	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレンダークブルー　B	一	一	一	一	一	一	一
ヘリンドブルー　3R	一	一	一	一	一	一	一
〃　3GN	一	一	一	一	一	一	一
レベレット　G	一	一	一	一	一	一	一
〃　BR	一	一	一	一	一	一	一
〃　G	一	一	一	一	一	一	一
レベ・スカレット　G	一	一	一	一	一	一	一
アルゴール・スカレット　G	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレンレット　GG	一	一	一	一	一	一	一
〃　RG	一	一	一	一	一	一	一
パラレット　BASF	一	一	一	一	一	一	一
チオインヂゴ　B	一	一	一	一	一	一	一
スカレット　2G	一	一	一	一	一	一	一
〃　G	一	一	一	一	一	一	一
ヘリンドレン・シンANBN	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレン　バイオレット　RM	一	一	一	一	一	一	一
〃　RBN	一	一	一	一	一	一	一
レベ・ノーン・ボルト　3G	一	一	一	一	一	一	一
レベ・ノーン・ボルト　R	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレン・ブロウン　V	一	一	一	一	一	一	一
アルゴール・ボルト　3G	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレン・ボルト　6B	一	一	一	一	一	一	一
〃　RT	一	一	一	一	一	一	一
〃　K	一	一	一	一	一	一	一
ヒドロン・ブロウン　OG	一	一	一	一	一	一	一
〃　G	一	一	一	一	一	一	一
〃　RT	一	一	一	一	一	一	一
〃　ヒドロン・ブロウン　G	一	一	一	一	一	一	一
〃　ヒドロン・ブロウン　ANO	一	一	一	一	一	一	一
〃　ヒドロン・ブロウン　2R	一	一	一	一	一	一	一
〃　ヒドロン・ブロウン　ANO	一	一	一	一	一	一	一
〃　ヒドロン・ブロウン　RK	一	一	一	一	一	一	一
〃　ブロウン　G	一	一	一	一	一	一	一
レベ・バイオレット　B	一	一	一	一	一	一	一
〃　B	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレン・クラレット　B	一	一	一	一	一	一	一
〃　RT	一	一	一	一	一	一	一
〃　バイオレット　2RX	一	一	一	一	一	一	一
ヒドロン・バイオレット　R	一	一	一	一	一	一	一
〃　マルーン　R	一	一	一	一	一	一	一
ヘリンドン・バイオレット　R	一	一	一	一	一	一	一
〃　BH	一	一	一	一	一	一	一
〃　D	一	一	一	一	一	一	一
レベ・グレー　B	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレン・グリーン　G	一	一	一	一	一	一	一
リコ・ダークグリーン　B	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレン・グレー　K	一	一	一	一	一	一	一
ヘリンドン・グレー　6B	一	一	一	一	一	一	一
レベ・ブラック　BB	一	一	一	一	一	一	一
ヘリンドン・ブラック　BV	一	一	一	一	一	一	一
インダンスレン・オリーブ　G	一	一	一	一	一	一	一
ヒドロン・オリーブ　B	一	一	一	一	一	一	一

表中一は最も堅牢なるを表はし順次五に至る（五）は最不堅牢を意味するのである捜索と云ふは摺氏二五度十三〇度に於て漂白粉の五%溶液に三十分間浸漬し水洗して酸通しを行ひたるものゝ「アルカリ」とあるは苛性曹達の二%溶液に三〇分間煮洗して檢したるものゝ酸とあるは硫酸の一%溶液に通じて變褪の有樣を見たのである。

建染々料の堅牢度斯の如くなるを以て各其用途に依りて染料の撰擇を行ふ可きである例へば色糸を用ひて結物を造り後に精練漂白を行ふが如きものには鹽素及「アルカリー」に強きものを撰び「カーテン」羣地のようなものは日光に耐ゆるが第一要件であり自然洗濯にも相當強きを必要とすることあり、裏地に用ひらるゝものは摩擦及洗濯に堅牢を要し、軍服地などには絶てに堅牢な物を撰ぶのである。

建染々料の應用法を說くに先だち此種染料を二大部類に別つが便利である、其一は前にも述べた靈及其誘導体又は靈の構造式に類似の形を持つ染料を總稱して「インヂゴイド・バット」染料と云ふてゐる。

其二は「アンスラキノーン」から誘導した染料である。「インヂゴイド」族染料の主なるものは

インヂゴ	各種	
〃	MLB	
〃	BML	
〃	BB	6B等
〃	KG	
〃	エロー　3G	
〃	チルトT	
〃	インヂゴ	BASF　B類
〃	インヂゴ	B
〃	インヂゴ	G　B
ブリリアント	インヂゴ	
ブローム	インヂゴ	BF
アリザリン	インヂゴ	
及びチオインヂゴ		
シバ		
ヂユリンドン		
ヘリンドン（主としてN印の無きもの）		

等の冠詞ある染料

「アンスラキノーン」族染料の主なるものは

アルゴール		
インダンスレン		
シバノーン		
ジユランスレン		
ヘリンドン（主としてN印を持つもの等の冠詞ある染料		

一般に建染々料の染色には既述の如く「アルカリー」還元劑及適當の温度の三者が必要である。還元劑には「ヒドロ」亞硫酸曹達（普通水化亞硫酸曹達、亞鉛末を酸性亞硫酸曹達、硫酸鐵と石灰、亞鉛末と石灰　硫化曹達、酒鳥糖と苛性曹達或は藍染には醱酵に依る還元法を有用とする。鉄中水化亞硫酸曹達は使用簡便でありて効力確實なるを以て普く用ひられてゐる。

「アルカリー」は主として苛性曹達を使用するも「アンモニヤ」水など又適用せらるゝことがある

次に普通染料につき此三者の標準を示して參考としやう勿論此分量は不變のものでなく濃色淡色によりて多少の増減をせねばならぬ、適當に還元溶解したる染料溶液は染料固有の色と異なり「インヂゴイド」屬のものは多くは黄色であるが「アンスラノーン」屬のものは種々の色を顯はすも一般に濃厚で染色したる色よりも濃きものがある。

染料十分に到して

インダンスレン・ブルーR	五〇分	三〇分	六〇		
〃　GCBCD	四五	三〇 五五—六〇			
〃　グリーンBBB					
〃　オリーブG					
〃　ブルーSGBO					
〃　ブロウン3G	五〇	三〇	六〇		
〃　ブロウン2RT					
〃　ブロウンB2B					
〃　ブラックB2B					
〃　グレーB					
〃　グレーGK					
〃　ゴールデンオレンジRET	三〇	四〇	四五		
〃　クルーデンオレンジRGRWX	三〇	三〇	四五		
〃　レッドRHGR					
〃　クラレッドBX					
〃　レッドGG	二五	二〇	四五		
〃　コリンスRK					
〃　オリーブR					
〃　ブリリアントバイオレットRKBBK	二〇	二〇	一五		
〃　ブロウンGR					
〃　グレーKGK					
〃　エローRK3BT	二〇	四〇	五〇		
〃　スカレットG	五〇	三〇	四〇		
〃　ブロウン3R	三〇	三〇	四〇		
〃　ブロウンGR	二〇	四〇	元—四		
〃　バイオレットRT	五〇	三〇	六〇		
〃　バイオレットRN	三〇	三〇	一五		
〃　アルゴール・ボルト3B					
〃　ブリリアントレット2B					
〃　レッドDFFRX	二〇	四〇	一五		
〃　スカレットG					
〃　パラレットB					
〃　エロー3GR	四〇	五〇			
〃　オレンジRFR	二〇	四〇	一五		
〃　ブルー3R					
〃　ブリリアンインヂゴ　各品板					
〃　チオインヂゴレッドB3BBG	一—三	三—四	四五		
〃　スカレットG2SGR	一—三	一—三五	三五		

© Kyozomekai

記念賞受領人名左の通り

石川染工所　稲本聖太郎
井上政三　馬場恒吉
早川源太郎　服部太藏
長谷川健一　羽根田清之助
新谷西之助　西田岩吉
星田義太郎　德田德三郎
戸田榮三郎　戸田德榮
尾賀儀助　大村傳次郎
萩野菊造　織田松太郎
奥村新二　萩本芳太郎
奥村梅吉　奥野米三郎
大杉宗助　小笹熊次郎
岡田銀一　小川惣次郎
小笹隆造　小野治郎
大西通夫　大西繁三郎
大藪藤吉　小倉忠三郎
鷲見竹次郎　鷲尾常次
加納富三郎　河合爲造
川勝源次郎　川地吾一
鹿田富太郎　川瀬仁三郎
金井健三郎　加納重松
勝西梅造　川井留吉
吉村政吉　技原喜染工場
吉田山之助　吉田巳代藏
高木弁次郎　田中庄次郎
谷川喜三郎　高田武三
多田友次郎　田中常七
高田市三郎　田島豐三郎
田中利三郎　田中豐吉
檀野長三　田中貞一
高木喜太郎　竹内清次
高村山一　筒居梅吉
中野彌兵衛　中塚岩次郎
村瀬代吉　梅田染工場
村井政吉　村田彌三郎
野口梅太郎　桑原三吉
楠本甚三郎　久保田安吉
山田染工場　山本太三郎
山本庄次郎　山岸好松
山本三郎　八木佐三
安田德三郎　山下彌助
矢田源太郎

山路新太郎　丸山實之助
増井正男　松井市次
馬淵佐一郎　松森宗三郎
前川秀一　松本東次郎
松本嘉一郎　眞鍋政正
瀬岡市郎　見玉勝六
小林鶴三郎　犬木重太郎
青山安次郎　東永太郎
佐竹寅吉　齋藤將城
澤田菊三　木内松太郎
岩井榮染工場　岩崎才次郎
岩井幸吉　三好其太郎
宮崎末吉　三宅順一
水谷眞一　三宅喜八
三宅孫一　宮岸正一
宮部善造　紫合喜一郎
平井春之助　廣瀬久次郎
染色流行社　杉村辰之助
稲川繁松　武村岩次郎

◎浮紋天鵞絨製造特許

友仙部員たる下京區岩上通三條下ル小林正太郎氏は年來輸出向き友仙染を專業とし大に發展策に熱爽する處ありしが今回天鵞絨生地に浮紋を染出すことの發明をなし特許第七二二四九號を以て許可せられたり

明細書

浮紋天鵞絨製造法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ亞鉛板ニ任意ノ模樣ヲ彫リタル型ヲ用ヒ苛性曹達、漂白粉、炭酸「マグネシユーム」及澱粉ヲ加ヘテ糊狀ノ液トナシタルモノヲ綿天鵞絨、毛織物又ハ人絹織物等ニ印花シ其印花部分ノ立毛ヲ收縮セシム（人絹織物ハ印花シタル生地ノ地合ヲ收縮セシム）以上ノ如ク收縮セシメタル生地ヲ水洗シ糊分ヲ脫却シ直ニ酸液ニ浸シ「アルカリ」性ヲ中和シ更ニ水洗後刷毛ニテ起タシメ收縮セシメタル立毛ヲ起タシメ收縮セシメタル部分ノ生地ノ性質ヲ變シ印花收縮セシメタル部分ノ生地ノ性質ヲ變シ水洗後刷毛ニテ洗染色スルモ毫モ變ズ、染色スルモ毫モ變質セス舊易ニ優美圓凸ノ紋模樣ヲ表出セシメタル型ヲ用ヒ苛性曹達、漂白粉、炭酸「マグネシユーム」及澱粉ヲ混シテ糊狀液ト爲シタルモノヲ綿天鵞絨、毛織物、人絹織物等ニ印花シ其印花部分ノ生地ノ立毛ヲ收縮セシム（人絹織物ハ印花シタル生地ノ地合ヲ收縮セシム）

右收縮セシメタル生地ヲ水洗シ酸液ニ浸潤セシメ更ニ水洗シテ刷毛ニテ生地全體ヲ磨擦シ收縮セシメタル生地ノ立毛ヲ起タシメ其收縮シタル部分ノ生地ノ性質ヲ變シ水洗染色スルモ毫モ變質セス舊易ニ優美圓凸ノ紋模樣ヲ表出セシメタル型ヲ用ヒ苛性曹達、漂白粉、炭酸「マグネシユーム」及澱粉ヲ加ヘテ糊狀ノ液トナシタルモノヲ綿天鵞絨、毛織物又ハ人絹織物等ニ印花シ其印花部分ノ立毛ヲ收縮セシム（人絹織物ハ印花シタル生地ノ地合ヲ收縮セシム）以上ノ如ク收縮セシメタル生地ヲ水洗シ糊分ヲ脫却シ直ニ酸液ニ浸シ「アルカリ」性ヲ中和シ更ニ水洗後刷毛ニテ生地全體ヲ磨擦シ印花收縮シタル生地ノ性質ヲ變シ凹凸模樣ヲ生セシメ乾燥後艶付「ロール」等ノ工程ヲ經テ仕上ヲ爲スモノトス

特許請求ノ範圍

以上詳記シタル如ク亞鉛板ニ任意ノ模樣ヲ彫リタル型ヲ用ヒ苛性曹達、漂白粉、炭酸「マグネシユーム」及澱粉ヲ混シテ糊狀液ト爲シタルモノヲ綿天鵞絨、毛織物、人絹織物等ニ印花シ其印花部分ノ生地ノ立毛ヲ收縮セシム（人絹織物ハ印花シタル生地ノ地合ヲ收縮セシム）

右收縮セシメタル生地ヲ水洗シ酸液ニ浸潤セシメ更ニ水洗シテ刷毛ニテ生地全體ヲ磨擦シ收縮セシメタル生地ノ立毛ヲ起タシメ其收縮シタル部分ノ生地ノ性質ヲ變シ凹凸模樣ヲ生セシメ乾燥後艶付「ロール」等ノ工程ヲ經テ仕上ヲ爲スモノトス

發明ノ詳細ナル說明

本發明ヲ實施スルニハ亞鉛板ニ任意ノ模樣ヲ彫リタル型ヲ用ヒ左記ノ割合ニ混合シタル溶液ヲ以テ印花ス

苛性曹達　三十匁（「ボーメ」四十五度乃至五十度）
漂白粉　五匁
炭酸「マグネシユーム」　五十匁
澱粉　十五匁

以上百匁ニ對スル割合

（苛性曹達ハ生地ノ立毛ヲ收縮セシムル作用ニ漂白粉ハ苛性曹達ノ作用ヲ一層良好ナラシムル助劑ニ用ユ

炭酸「マグネシユーム」及澱粉ハ苛性曹達ヲ生地ニ濃淡ナク浸潤セシメ糊液ヲ生地ニ塗布ノ用ニ供ス）

右溶液ヲ以テ印花シタル綿天鵞絨、毛織物ノ印花部分ノ立毛ヲ收縮セシム（人絹織物ハ印花シタル生地ノ地合ヲ收縮セシム）印花後加熱ヲ要セス其儘三時間程放置シ生地ノ立毛ノ收縮程度ヲ見計ヒ水洗シ糊分ヲ落シ酸液（「ボーメ」十五度內外）ニ浸潤セシメ「アルカリ」性ヲ中和シ更ニ水洗シ脫水後刷毛ニテ生地ノ全體ヲ磨擦シ印花收縮シタル生地ノ性質ヲ變シ凹凸模樣ヲ生セシメ乾燥後艶付「ロール」等ノ工程ヲ經テ仕上ヲ爲スモノトス

友仙寫着尺及ビ其他
電力應用・シゴキ　水元請負開業
拜啓時下貴工場益々御繁榮奉慶賀候
扨テ當今ノ染業界ハ日ニ增シ機敏迅速ヲ要スル時勢ト成マシタ御注文主モ日時ヲ非常ニ御急ギニ成マス際時勢ノ要ニ依リ生レタル大々的經濟デ能率ニシテ期日正確等ノ効力多キ請負ヲ開業致シマシタ從來ニ比シ大德用ニ成マス是非御利用ヲ願ヒマス　左ノ通リ大德用多シ地糊ハ從來ノ十分ノ一デロロシ二割ノ糊ガ減ジテ非常ナル御德ナリマス（但シ一地色十反以上御用命之節）
（其ノ例ハ從來ノ反品ヲ手シゴキスル糊分量ノ內八反分ノ分量ニテ下サレバ十反ヲ確實ニシゴキ致マス十反ノ二反分百反ニ廿反分ノ原料ガ御德デス
壹反カラ何程多クノ御引受致シマス
色數ガ何程多クモ致シマス（糊コシ弊店デ致マス）
品物及糊モ集メ「ダス」マス（糊桶ハアキ次第ニスグ御返シニ參ルマス）
請負ヲ論セズ水元及ビカンソシテ納メマスカラ御急ギノ時ハ非常ニ御便利デス
從來ノ例カラ見タ所店利用ノ利益ハ從來ノシゴキ蒸ノ當日ハタバタト大勢ノ人々ガ非常ナル忙ヲ極メマシテ費用モ多分ニ要シマス　ノミナラズ日ハ職工徒弟ハヒローヲ極メシ爲ニ仕事非常ニ減ジマス
以上ノ事務ヲ弊店ニ御下命下サレバ非常ニ經濟デ平日ノ通多量ノ仕事能率ガ出來テ御德デス
一請負工賃壹反ニ付八參拾錢　シゴキ、水元及カンソモシ仕上スル工賃
御仕入品御請品共多少ニカ、ハラズ御用命ヲ願マス
毎日外交員ヲ差シ向ケ御用御伺イ申マスカラ是非御利用下サレ度願マス
京都市岩上通四條上ル東側
商號　シゴキや合名工場
電話中六三八一番

© Kyozomekai

ピンク RNAN	二五	四〇	四〇
バイオレット2BK	二〇	四〇	四〇
グレー 2B	二〇	四〇	四〇
ブロウンG R 3R	二〇	四〇	四〇
ブルー 2G	二〇	四〇	四〇
〃 1GN及3G	二〇	四〇	四〇
〃 ファストスカレット各種	二〇	四〇	四〇
〃 ピンク BN及AN	二〇	四〇	四〇
〃 レッド B	二〇	四〇	四〇
〃 バイオレットB 2B等	二〇	四〇	四〇
〃 ブロウンE R等	二〇	四〇	四〇
〃 ホワイト 3 6 N	一六	四〇	六〇
〃 グリーンG	二五	四〇	六〇
〃 レバ・レット B	二〇	四〇	三〇
〃 スカレット G R及R	二五	五〇	四五
〃 スカレット G	四〇	四〇	四〇
〃 2 G	二〇	三五	三〇
〃 ピンク B G	一六	三〇	三〇
〃 〃 B R	二〇	四〇	四五
〃 ボルド B	二〇	四〇	四五
〃 ドロレンソル類			
〃 〃 グレープスG 1 G及G G	二五	二五（一色）	四〇
〃 ピンク F F F B	二五	二五	四〇
〃 ウストスカレット B B 3 B	五〇	一五	五〇
〃 ホワイト NF（液狀）	二〇	五	六〇
〃 グリーンB及G（液狀）			

今此三の主要件について概說すれば「アルカリー」の量少なければ完全なる溶液を得難く過多なれば餘りに溶解性にして纖維が染浴より染料を吸收する量最高に達せず從て濃色を得難いのである其適量は染料の量に關係するは勿論ならるも又染浴の液量に依りて變化あるを忘れてはならぬ。一般に「アンスラキノン」族の染料は「インヂゴイド」族の染料より多量の苛性曹達を用ふるが普通である。

染料に依りて染浴を造る前に豫め貯藏液を造る便とし又必要するものがある、貯藏液及染浴の温度が高きに失すれば其染色物が水洗及拔素の作用に屑きものとなるものあり、若し温度低下すれば染浴より染料は「ヂュコペース」の曹達拔となりて沈澱し濁りてくる、そして染斑を發生するの原因となるが沈澱は昇温と共に再び溶解する是れ全「インダンスレンブルーRS」に就て顯著なる例にして六十度に於て灰青色の透明液なるものが五十度に降温すれば染料を沈澱し液は青銅色に變てくる、水化亞硫酸曹達の過剩、「アルカリー」の不足、過熱等は「オバー・レダクション」を爲し染料は分解して充分の色相を顯はさず暗色調となることがあり或は完全な「ヂュコ」化合物と成り難いのである。

染料には泥狀と粉狀とあり其泥狀は各染料によりて各含有量を異にし粉狀の、三倍半、六倍、八倍、十倍等用ひて同强力のものとなる。泥狀の染料は極めて微細未なるを以て水と容易に混合するも粉狀にありては水と混合し難いものがある斯る染料には豫め小量の「アルコール」又は可溶性油類即ち「ロード」油の如きを滴下して温すを可とす。

用水は一般に軟水を用ふるが若し石灰、鐵、苦土等の拔類を含有する水を用ふれば染料を沈澱するものである「インヂゴイド」屬染料は其害少なく殊に「インヂゴ」は少しも犯さるゝことはない。

建染々料は「ヅウ」を斑になるとは今日でも廣く信じられてゐるし又浸徹し難いと云ふ批難を往々聞く實際直接染料より均等染色を得難いには違ひないが是等の缺點の多くは染色前の準備工程に不備な所があり纖布に原因を爲す場合が多いのである鉤又染料の選擇及應用法の良否にも依ることは云ふまでもあるまい。

染色時間を徒らに遲延せしむれば豫期せざる色相に變じ同時に種々の缺點を伴ふもので殊に染料二三を配合して流行色を染むる際に染料の選擇は大切である、大体から云へば「インヂゴイド」屬の染料は「アンスラキノーン」屬のものより染色し易いと云へやう、兎に角ムチャな染色法は建染々料染色には適しない。

染色法絹糸の染色には普通使用せらるゝ染槽を用ひ竹又は木製の棒へ絹糸を貫き常法の如く操作す、染浴は可染物重量の二五—三〇倍とし能ふべくば軟水を使用し軟水を得難き時は用水百立（五五升）に曹達灰〇、一瓩（〇、二六七貫を加へ攝氏五〇度位に熱し液面に浮ぶ石灰塵を掬ひ取りた水を代用する。

染法例一、絹糸五〇封度（約二十二瓩半）に〇き水七〇〇立（二八八瓩）を加へ攝氏五〇—六〇度に熱し苛性曹達「ドッドル」七六度のものを三、五立—七立（二升—四升泥狀染料）〇、四五—九瓩（〇、一二—二、四貫）「バイドロサルファイト」粉狀〇、九—二、七瓩（〇、二—〇、五）を加へ一〇—一五分間靜置し其間時々靜に攪拌する時は染料還元し來りて特有の色を顯はし清明の溶液を得。四〇—六〇分間染色後引揚げ「ハイドロサルファイド」の小量を加へたる水にて過剩の染液を洗ひ去り空氣に曝して酸化し最後に沸騰石鹼液にて洗ふのである。

染法例二、其だ可溶性の染料に應用せらるゝ染法でありて一に冷浴染法と呼ぶことがある是に對して例一の染法を熱浴染法と稱ふべきである。冷浴染法は大体に於て熱浴染法と同樣であるが苛性曹達の使用量は約半量卽ち染浴七〇〇立につき二—四立を用ひ濃中色染には染浴に芒硝を加へ染料の溶解度を減じ染着を佳良ならしむることがある染浴温度は攝氏二一度—二六度でよい。此染法に依る染料中には染色後直ちに水洗すると染料が餘りに可溶性なるが故に大部分を流失することがある「ヂュリンドンレッドバイオレット2RN」の如き其一例である斯る染料は酸化を行ふ前染液を充分揮取ると酸化が速に行はるゝものである。

熱浴染に適する染料と云ひ冷浴染に用ひらるゝ染料と云ふも其間確かな區別を存する譯ではない「ヂュランスレン・ブリリアント・バイオレット」R及「オリーブ」R、「インダンスレン・ブロウン」R及G等は熱浴染法の條色に用ひ得べく又單獨に攝氏三八—四三度で染むることも出來亞麻の如く浸徹し難いものに屢應用せられ「レルケット」の染色にも亦有用である

綿布の染色については各種の機械が考案せられてあるけれ共色の濃淡生地の種類に依りて各得失あるを免れぬ以下各種方法の主なるものにつき一例を述べて見やふと思ふ

染法例一、普通は「ジガー」を多少改造して行ふ。一回量約百封度（四十五瓩）以下を適當とす先づ生地を「ハイドロサルファイド」と苛性曹達の少量を加へたる攝氏五〇度の溶液に通じ生地に含有する空氣を除去し染色に移る。

一、布は相當强く張りて縮ふを防ぎ空氣を含むことなからしむ速度を緩かにして泡立を抑へ染料溶液が酸化に依りて生ずる沈液が生地に附着せしめてはならぬ。

二、染料により染浴及貯藏液の還元温度を五〇度以上に熱して染色を行へば染色物が拔素所理に屑くなるものがある例へば「インダンスレンブルー」GC。又蒸熱すれば拔素に强くなるものがある例へば「インダンスレンブルーRB三、重クロム」酸加里の代りに過酸化曹達又は過硼酸曹達を二〇〇—二〇〇瓦（五三—八〇匁用ひて結果良きものは「ビロンブルー」等である。

然るに是等所理を不可とする例に「インダン・スレンエローの」如きものがある

四、染色後水洗し沸騰石鹼液にて所理し發色せしめたる色相が最も理想的なるが酸化劑を用ひて急に發色せしめたるものは前者より洗濯に幾分屑くなるは免れぬ。

五、用水が充分軟化しなきを使用したる場合は水一〇〇〇立（一斗）に二〇〇瓦（一匁）の蟻酸を含む浴で沸騰すると良い。

六、可染布が染浴又は染液に若したるまゝ靜置すれば横もから出來る。

七、見本を取りて檢する場合は水洗、酸化、沸騰石鹼所理、水洗、乾燥して行ふ。

八、染料の浸徹を可良ならしむる爲可溶性油類例へば「ロード」油「モノポール」石鹼の如き或は「デコールアンスラキノン」等の添加を試みらる、然るに「ビロンオレンジ」の如く油類を添加せざるものがある。

九、冷染浴法に依る染料は酸化劑の爲めに往々酸化の度を過し易く爲めに所調を帶ぶることがある、斯るものは「ハイドロサルファイト」で所理すれば回復するものがある。

十、黑色及灰色染色の最後は綠色なるも「ドッドル」一—一、五瓩の漂白粉溶液にて三〇分間所理すれば灰色又は黑色となる酸洗ひ、亜硫酸曹達及五%の鹽酸酸にて「ダイアノ」化を行ふてもよい。

染法例二、普通「ジガー」では縮ふが強くなり布が横で空氣を含ふ癖が出來、或は液面に浮ぶ泡が布に附着して斑點となり易ひから「アンダー・ウオター・ジガー」を用ふるが取扱輕快なら寸多量の染液を要し從て染料の失費が多いなどの不利がある。

染法例三、「パチング」法　誘導「ロール」を二乃至十數本裝置したる染槽内を徐々通過せしめ「ゴム・ロール」にて搾り染色する方法でありて「インヂゴ」のやふな濃色より淡色にも應用せらる染槽の構造に極めて液量を少なくし且つ空氣との接觸面を能ふ丈け狹くした機械があり液面に生ずる泡沫と酸化染料滓を除去する爲搾り「ロール」を液の水平面上に置いたものもある後の二者は特に淡色染に適する。

染法例四、「パチング・ジガー」法泥狀染料又は粉末染料を「ミル」にて充分細かく碎きたるものを用ひ淡色染に適する染法である。

〇、一—三、〇瓩〇、〇二六—〇、八貫泥狀染料三瓩以上は使用せずを約一、二五瓩（〇、三三三貫）の「ゴム」棚一對一或は二、五瓩（〇、六六六貫）の「デキストリン」棚（一對一）を加へ一〇立（五、五升）とし、細目の布にて漉す此液は冷又は温液にて應用し綿布の性質に依りて一〇〇封度（四五瓩）の綿布は三五—四五立（一九—二五升）を要收する。

右の如くして造りた染料液を三本「ボール」「パチング」機に盛り乾燥次に「アンダー・ウオター・ジガー」又は普通「ジガー」にて顯色する

顯色液

苛性曹達、トロドル（七七度）	〔五—二、五瓩〕（〇、八—一、二貫升）
「バイドロサルファイト」BASF粉狀	〔一二五—四〇〇瓦〕（三、三—一〇、七瓩）
水（攝氏五〇—六〇度）	〔一〇〇立〕（五五升）

一〇〇封度の綿布に顯色液約五五〇立（三〇五升）を要するであらふ。最初顯色液の三分の二を「ジガー」に加へ布を通じ第二回目に殘三分の一を加へ爾二回通じ次に酸化浴に移ます。

酸化浴

重クロム酸加里（可溶粉末狀）	二瓩
酢酸（醋）	四瓩

水洗し石鹼の沸騰溶液中に操り水洗して乾燥仕上ます。

一、「パチング」機は縦へ、横、斜の三種あり

二、操車中運轉を中止する時は染斑を生ず。

三、適當に行へば相當濃度のものも染色し得るであらふ。

染法例五、蒸熱する法「パチング」液に通じ水洗することなく「ホット・フルー」にて乾燥し「マザープラト」機に攝氏一〇二度に於て三分間蒸熱水洗及沸騰石鹼浴に所理す。此方法は發色充分であり石鹼洗に堅牢な染色が得られる。

「パチング」溶液の一例

〔トラガント・ゴム液（一對一〇）〕	五〇瓦（一三匁）
〔温秋水〕	五〇〇瓦（〇、三升）
〔苛性曹達、トロドル〕七六度	一五—三〇瓦（四—八匁）
〔染料（泥狀）〕	一五瓦（四分）
〔アンスラキノーン〕泥狀（一對一〇）	一〇瓦（二、六七匁）
〔曹達中和ノモノ〕五〇%〔ロード〕油	五瓦（一、三三匁）
〔ハイドロサルファイト・コンク〕粉狀	八瓦（二、一三匁）

四〇度にて還元溶解せしめ、冷水を加へ一立（一〇、五五升）となす

若し稀釋を要せば左の溶液を用ふ

〔トラガント・ゴム液（一對一〇）〕	五〇瓦（一三匁）
〔温秋水〕	九〇〇瓦（〇、五升）
〔苛性曹達、トロドル〕七六度	五瓦（一、三三匁）
〔アンスラキノーン〕泥狀（一對一〇）	二瓦（〇、五三匁）
〔曹達中和ノモノ〕五〇%〔ロード〕油	二、五瓦（〇、六七匁）
〔ハイドロサルファイト・コンク〕粉狀	三瓦（〇、八匁）

冷水を加へ一立（〇〇、五五升）とす。

其他染料の還元溶解法について例を擧ぐれば各特質の方法がありて其繁を堪へぬ又後日の機會を待ふ。

人造絹糸の染色

建染々料を以て人造絹糸丈には主として「ビスコース」に就て染色は廣く行れている方法であるが木綿の場合より染着が速であるので人絹は温潤狀態に於て强力を減じ且細い糸を一五乃至五〇本も輕く撚り合せて一本の糸となしてあるが爲めに縫れ易い等のことで取扱ひに熟練を要する特に染液に投入した際手早く操作しなければならぬため稍多量を取扱ふには手では不便を感ずること多きが故に各種機械が考案せられた其依る所は糸を靜止せしめて染液を環流せしむるか糸を自働的に動搖回轉せしむるかにありて前者は太番の糸に適する兎に角機械に依る染色は樂に行はれて結果が良好である。

一、「パチング」機は縦へ、横、斜の三種あり

二、操車中運轉を中止する時は染斑を生ず。

三、適當に行へば相當濃度のものも染色し得るであらふ。

染法例五、蒸熱する法「パチング」液に通じ水洗することなく「ホット・フルー」にて乾燥し「マザープラト」機に攝氏一〇二度に於て三分間蒸熱水洗及沸騰石鹼浴に所理す。此方法は發色充分であり石鹼洗に堅牢な染色が得られる。

「パチング」溶液の一例

〔トラガント・ゴム液（一對一〇）〕	五〇瓦（一三匁）
〔温秋水〕	五〇〇瓦（〇、三升）
〔苛性曹達、トロドル〕七六度	一五—三〇瓦（四—八匁）
〔染料（泥狀）〕	一五瓦（四分）
〔アンスラキノーン〕泥狀（一對一〇）	一〇瓦（二、六七匁）
〔曹達中和ノモノ〕五〇%〔ロード〕油	五瓦（一、三三匁）
〔ハイドロサルファイト・コンク〕粉狀	八瓦（二、一三匁）

四〇度にて還元溶解せしめ、冷水を加へ一立（一〇、五五升）となす

若し稀釋を要せば左の溶液を用ふ

〔トラガント・ゴム液（一對一〇）〕	五〇瓦（一三匁）
〔温秋水〕	九〇〇瓦（〇、五升）
〔苛性曹達、トロドル〕七六度	五瓦（一、三三匁）
〔アンスラキノーン〕泥狀（一對一〇）	二瓦（〇、五三匁）
〔曹達中和ノモノ〕五〇%〔ロード〕油	二、五瓦（〇、六七匁）
〔ハイドロサルファイト・コンク〕粉狀	三瓦（〇、八匁）

冷水を加へ一立（〇〇、五五升）とす。

其他染料の還元溶解法について例を擧ぐれば各特質の方法がありて其繁を堪へぬ又後日の機會を待ふ。

人造絹糸の染色

建染々料を以て人造絹糸丈には主として「ビスコース」に就て染色は廣く行れている方法であるが木綿の場合より染着が速であるので人絹は温潤狀態に於て强力を減じ且細い糸を一五乃至五〇本も輕く撚り合せて一本の糸となしてあるが爲めに縫れ易い等のことで取扱ひに熟練を要する特に染液に投入した際手早く操作しなければならぬため稍多量を取扱ふには手では不便を感ずること多きが故に各種機械が考案せられた其依る所は糸を靜止せしめて染液を環流せしむるか糸を自働的に動搖回轉せしむるかにありて前者は太番の糸に適する兎に角機械に依る染色は樂に行はれて結果が良好である。

染料の種類

〃	ピンク	RNAN
〃	レッド	B
〃	バイオレット	BN及AN
〃	ピンク	B
〃	バイオレット	B 2B等
〃	ブロウンE	R等
〃	ホワイト	3 6 N
〃	グリーン	G
〃	レバ・レット	B
〃	スカレット	G R及R
〃	スカレット	G
〃	2	G
〃	ピンク	B G
〃	〃	B R
〃	ボルド	B
〃	ドロレンソル類	
〃	〃 グレープスG 1	G及G G
〃	ピンク	F F F B
〃	ウストスカレット	B B 3 B
〃	ホワイト	NF（泥狀）
〃	グリーンB及G（泥狀）	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃